

2026 年度入学生用
(令和 8 年度)

法 学 部 要 覧

教育目的・履修要項・規則など



大阪公立大学法学部

- 入学時の卒業・履修要件が在学中は原則適用されるので、法学部履修規則の内容を理解するとともに、この冊子を参照して計画的に授業を履修してください。
- 大学から学生への連絡は原則として学生ポータル（UNIPA）への掲載によって行います。これを確認しなかったために生じる不利益は本人の責任となるので、毎日確認する習慣をつけてください。掲載した事項については学生に伝達したものとみなします。掲載内容に疑問がある場合は法学部教務担当に問い合わせてください。

目次

I. 法学部の教育目的・目標	1
II. 履修要項	
1. 学科等の名称、卒業時の学位、入学定員	3
2. 学年・学期・授業期間等	3
3. 授業時間	3
4. 授業科目の種類	3
5. 授業科目の単位、単位制	4
6. 履修課程と履修上の注意	5
7. 科目ナンバリング	8
8. 履修登録	8
9. 成績評価・試験	9
10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制	10
11. 既修得単位等の認定	11
12. 定期試験受験心得	12
13. 成績評価についての異議申立	13
14. 休講・欠席について	13
15. 副専攻	13
16. 他大学との単位互換・単位認定制度	14
17. 転学部（学域）・転学科（学類）等	14
18. 前期終了時の卒業・早期卒業	14
19. 学籍について	15
20. 修学上の配慮・支援について	16
21. 教育学習支援基盤「ていら・みす」での学修記録の記入	16
22. 履修モデル・法曹養成プログラム	16
23. 卒業資格（卒業要件）	17
24. 基幹教育科目履修課程	19
25. 専門科目履修課程	19
26. 大学院開講授業科目の先行履修制度	21
27. 教育職員免許状の取得	21
28. その他	21
29. 生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン	23
2026 年度 履修モデル別科目表	29
2026 年度 法学部専門科目開講科目表	30

Ⅲ. 規則

1. 法学部履修規則	33
2. 法曹養成プログラムに関する規則	45

Ⅳ. 付録

1. 大阪公立大学法学会会則	47
2. 教員名簿	48
3. 教員の略歴と主要研究業績	51
4. 森之宮キャンパス・杉本キャンパス案内図	64
5. 卒業単位数チェック表	76

I. 法学部の教育目的・目標

■教育目的

法学部は、豊かな発信力と法的思考力（リーガルマインド）を備え、人権感覚に富む民主主義社会の担い手として、複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人となり得る人材を養成する。

■教育目標

法学部は、以下のような能力を涵養することに力を注ぐことにより、これらを十全に習得し、所定の期間在学して、所定の単位を修得した学生に対し、学士（法学）の学位を授与する。

- （1）幅広い教養と複数の外国語の習得に基礎づけられた、法学・政治学の観点から主体的に問題を発見し、解決する能力を身に付けた学生
- （2）法学・政治学の知識を主体的に展開する能力、とりわけ、自己の主張を論理的に構成し、表現する能力を身に付けた学生

学生は、以上のような能力を身に付けるべく、所定のカリキュラムに従って、所定の科目を履修する。

- （1）基幹教育科目を履修して、幅広い教養と複数の外国語を習得する。
- （2）法学部の専門科目を、学部の提示する3つの履修コースと履修モデルをもとに、自らの関心と将来計画に基づいて選択、履修して、法学・政治学に関する基礎的知識を着実に習得する。
- （3）専門演習を必修として（それ以上の履修を奨励する）、法学・政治学に関する、自らの関心に基づいた主体的な調査、研究、討論などの能力を着実に習得する。
- （4）外国語演習（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）を履修して、法学・政治学に関する諸文献を外国語によって能動的に調査、研究する能力を着実に習得する。
- （5）あわせて、総合大学である利点を最大限に生かして、文系他学部の専門科目を自らの関心に基づいて履修して、人文・社会科学に関する知識に基づき、社会の諸問題を自ら発見し、それらを多角的に検討する能力を習得する。

■ディプロマ・ポリシー

- 幅広い教養と複数の外国語の習得に基礎づけられた、法学的および政治学的観点から主体的に問題を発見し、解決する能力
- 法学的および政治学的知識を主体的に展開する能力、とりわけ、自己の主張を論理的に構成し、表現する能力

なお、後に述べるように本学部では、学生が自らの関心と将来計画に基づく体系的な履修を実現できるように、「司法」、「行政」、「企業・国際」の3つの履修モデルを設け、希望進路に応じた履修のガイド

ラインを提供するが、このディプロマ・ポリシーに掲げた各能力は、上記のような職のいずれにおいても必要不可欠な、いわば共通項として位置付けられる。

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と4年間の流れ

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身に付けた人物を育成するため、本学部では、以下のようなカリキュラム・ポリシーを定める。

- (1) 幅広い教養と複数の外国語を身に付けるために、基幹教育科目を履修させる。
- (2) 法学・政治学に関する基礎的、基本的な知識の着実な習得を重視し、専門の講義科目を開講する。その際、学生が自らの関心と将来計画に基づいて科目の選択ができるよう3つの履修モデル（司法、行政、企業・国際）を示す。
- (3) 専門演習について2単位を必修とし、それ以上の履修を奨励する。この専門演習では特に学生の自主的な研究と討論能力の養成を重視する。原則として15名以下の少人数教育を行う。
- (4) 社会の諸問題をみずから発見し、それらを多角的に検討する能力を養うため、総合大学である利点を生かし、文系他学部の専門科目の履修も一定範囲で認める。

なお、上記の授業科目における学生の学修成果を適切に把握するため、「大阪公立大学における教育の内部質保証に関する方針」に従って、アセスメントポリシーとアセスメントリストを定め、複数の評価指標・方法を用いて定期的に、本学部の教育カリキュラムの学修成果の評価を行う。また各科目の学修成果は、科目の到達目標の達成状況を基準にした成績評価ガイドラインを定め、それに則した成績評価を行うことで評価することとし、科目の到達目標および評価方法・評価基準はシラバスに明記する。特に、法学部専門科目のうち講義科目では、法学・政治学に関する基本的知識を確実に習得していることを確認したうえで、自己の主張を論理的に構成し、表現する能力が身についているかの観点から論述形式の定期試験及びレポートなどにより厳格に評価する。少人数で行う演習系科目では、報告や質疑応答などを通じ、主体的に問題を発見し、解決に導く過程について他者と論理的に討論する能力が身についているかの観点から評価する。

Ⅱ. 履修要項

1. 学科等の名称、卒業時の学位、入学定員

学科	学位	定員
法学科	学士（法学） (Bachelor of Laws)	180

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。「学事日程」は、毎年度、本学 Web サイトなどで確認してください。[\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#)

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

授業科目は、基幹教育科目、専門科目、資格科目および副専攻科目に区分されています。基幹教育科目は主に1年次・2年次において学び、多くの専門科目は2年次以降に学びます。

全学部・学域に共通した基幹教育科目は総合教養科目、ゼミナール科目、情報科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれます。

○科目区分および開設部局（特例科目を除く）

科目区分		開設部局
基幹教育科目	総合教養科目	
	ゼミナール科目	プロジェクト
		高年次ゼミナール
		初年次ゼミナール
	情報科目	
	外国語科目	英語
		初修外国語
健康・スポーツ科学科目		
基礎教育科目		
専門科目		各学部・学域
資格科目	教職科目	国際基幹教育機構※
副専攻科目		各学部・学域 国際基幹教育機構

(1) 専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、法学部履修規則別表第2を参照してください。

(2) 基幹教育科目の履修については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」等を参照してください。

(3) 資格科目の履修については「教職課程の手引」、副専攻科目の履修については、「副専攻ガイド」等を参照してください。

※資格科目の授業科目は、国際基幹教育機構が開設するほか各学部・学域が開設する場合があります。

5. 授業科目の単位、単位制

大学における授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法（講義・演習、実験・実習・実技）に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮しておおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算します。また、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を算定します。

講義・演習、実験・実習・実技の場合

学修時間数	単位数
授業時間 30 時間（毎週 2 時間 15 週） 事前事後学修 60 時間（毎週 4 時間 15 週）	2 単位
授業時間 30 時間（毎週 2 時間 15 週） 事前事後学修 15 時間（毎週 1 時間 15 週）	1 単位

大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

上記の表のとおり、2単位の修得には、毎週「2時間」の講義の前後に事前学修（予習）と事後学修（復習）を「4時間」（例：事前学修「2時間」＋事後学修「2時間」）することが前提となっています。この前提に基づいて、授業では多くの課題（宿題）が課せられることがあります。大学では、常に事前・事後学修を行いながら授業を受けることが履修の基本であることを忘れないでください。

6. 履修課程と履修上の注意

（1）基幹教育科目

基幹教育科目は、総合教養科目、ゼミナール科目、情報科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および本要覧に記載されています。

① 総合教養科目

総合教養科目は、思考力、表現力、判断力の基盤の上に、幅広い知識を総合的に活用できる能力を身に付けることを目的としています。

② ゼミナール科目

ゼミナール科目には、「プロジェクト」、「高年次ゼミナール」及び「初年次ゼミナール」があります。プロジェクト科目は、知識を受け身で学ぶだけでなく、学生が能動的に課題に関わりながら学ぶことを重視しており、多様なプロジェクトや課題に取り組む中で、学んだ知識を活用しつつ仲間と協働し、自ら考え行動する姿勢を養います。これらの取り組みを通じて、社会に出て活躍するための基礎的な力やキャリア意識を培うことを目的としています。

高年次ゼミナールは、3年生以上を対象とし、講義に加え、異なる学部・学域に所属する履修生同士のディスカッションやプロジェクトの実施・発表を通して、他者の「問い」の視点も参考にしながら自身の専門性に立脚した「問う力」を高めるとともに、社会の諸課題の解決に必要な基礎的な知識・技能・態度を身につけることを目的としています。

初年次ゼミナールは、高等教育での主体的な学びを大学入学直後に身に付けることを目的としています。グループディスカッションを通じた課題発表等の自発的学修、プレゼンテーションやレポートによる自己表現の経験、異なる視点との出会いによる自己の振り返り、他の専門分野の複数の学生と教員とによる多様な視点の交換を行うことで、能動的な学びの姿勢を身に付けることを目的としています。

③ 情報科目

情報科目は、情報機器を利活用する際に必要となる情報処理の基礎的な知識と技能に加え、インターネットによるコミュニケーション手法や情報化社会に参画するための情報倫理、情報機器によるプレゼンテーション等のスキルを身に付けることを目的としています。

④ 外国語科目

外国語科目には、「英語科目」と、「初修外国語科目」（朝鮮語・中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語）があります。初修外国語について詳しくは「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および「初修外国語履修ガイド」を参照してください。

自分の第1言語（母語）を初修外国語科目として履修することはできません。日本語を第1言語（母

語)としない学生は、特例科目(外国人留学生および日本語を母語としない学生を対象にした日本語科目)を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定されます。

⑤ 健康・スポーツ科学科目

生涯にわたり心身の健康を維持し、より健康的な状態を得るために必要な知識や方法について、主としてスポーツを中心とした行動を通じて具体的、学術的に修得するとともに、健康科学やスポーツ文化が果たすべき役割について、理論と実践を通し理解を深めることを目的としています。

⑥ 基礎教育科目

それぞれの学問領域の基礎教育の中で、基幹教育として提供することが相応しい自然科学系科目を基礎教育科目として提供しています。学士課程教育において、科学の基本的能力として必要とされる学力と能力を養成するために、1・2年次に「数学」・「物理学」・「化学」・「生物学」・「地学」の基礎教育(講義・演習・実験)を実施します。それぞれの科目では、学士課程において必要な科学的基盤を身に付けるのみでなく、専門教育へもスムーズに接続できる知識・技能の修得を目的としています。

また、「情報」の基礎教育科目として、コンピュータやネットワークの動作原理、大量のデータを効率的に蓄積・検索するためのデータベースと、情報検索のしくみ等の修得を目的としています。

(2) 専門科目

専門科目においては、各学部・学科、学域・学類の専門科目に加えて、各学部・学域によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、法学部履修規則別表第2を参照してください。

また、開講される科目は年度により異なる(開講されない場合や新しい科目が追加される場合もある)ため、毎年度のシラバスや開講科目表に注意してください。

(3) 資格科目

教育職員免許状の取得に必要な科目を資格科目とといいます。この科目の単位を卒業要件の所要単位に含めることはできない場合があるので注意してください。教育職員免許状の取得を希望する学生は、教職課程に関する説明会に必ず出席し、「教職課程の手引」等を熟読してください。なお、法学部の課程における教育職員免許状の取得については、「27. 教育職員免許状の取得」も参照してください。

(4) 副専攻科目

副専攻のために特別に開設した科目として副専攻科目があります。副専攻科目の履修については、「副専攻ガイド」等を参照してください。

(5) 必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各学部・学科等の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・「必修科目」…当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。
- ・「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目。(選択必修科目を含む。)
- ・「自由科目」…履修できるが卒業要件に算入しない科目。

(6) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (Moodle) 等によりオンラインで行うことがあります。

(7) 集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

(8) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。オフィスアワーについては、シラバスを参照してください。

② その他相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明 (「国際基幹教育機構開設科目要覧 (学部・学域生用)」やシラバス) を参考にし、法学部履修規則を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、法学部教務担当または担当教員等に相談してください。

(9) 他学部・学域履修

他学部・学域で開講されている科目を履修することができる場合があります。卒業要件に含めることができるかどうかなどの詳細は「2.3. 卒業資格 (卒業要件)」の項目を確認してください。また、履修できる科目については大学 Web サイト ([ホーム>教育・学生生活>授業・履修>要覧](#)) に掲載されている「他学部・他学域学生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録の方法は「履修登録の手引」を参照してください。

(10) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

・「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも1の履修が2の履修の前提条件になっているとは限りません。

・「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

(11) キャンパスをまたぐ授業の履修について

原則として、各学部・学域の主な学びのキャンパスで開講される科目を履修してください。ただし、再履修科目、資格科目、副専攻科目、他学部・学域 (他学科・学類) 科目、その他各学部・学域において必要と認められる科目については、主な学びのキャンパス以外のキャンパスでの履修が許可されるこ

とがあります。なお、個人的都合による理由で主な学びのキャンパス以外の科目を履修することはできません。

法学部の主な学びのキャンパスは、「杉本キャンパス」です。

7. 科目ナンバリング

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。各授業科目の科目ナンバリングは、シラバスをご確認ください。詳細は大学 Web サイト ([ホーム](#) > [教育・学生生活](#) > [授業・履修](#) > [シラバス・履修案内](#)) をご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J	1
└──┬──┘			└──┬──┘			└┘	└┘	└──┬──┘			└┘	└┘	
①			②			③	④	⑤			⑥	⑦	

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで (4月上旬・9月中旬) に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

- ・前期に登録する科目：通年開講科目、前期開講科目、前期集中講義科目
- ・後期に登録する科目：後期開講科目、後期集中講義科目

② 登録上の諸注意

- ・法学部履修規則別表にある履修可能最低年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。(※あらかじめ履修年次を限定する科目を除く)
- ・履修可能最低年次に満たない年次の学生は、その科目を履修することはできませんが、履修可能最低年次を越える年次の学生は履修が可能です。同一曜日に複数キャンパスで授業を履修する場合、キャンパス間移動の時間が確保できないと判断される場合は履修エラーとなりますので注意してください。
- ・同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・履修登録できる単位数には上限が設定される場合があります。詳しくは「10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制」の項目を確認してください。
- ・卒業予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により卒業判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に法学部教務担当に相談してください。

③ 履修登録の確認

- ・履修登録の締め切り後の履修登録確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル (UNIPA) の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望通り正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。
- ・履修登録修正期間内であっても追加・修正・削除ができない科目があります。
- ・GPA 対象科目の履修中止制度については「10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制」の項目を確認してください。
- ・履修登録修正期間後は、登録した科目の追加・修正・削除はできません。ただし、集中講義科目については海外語学研修との重複等やむを得ない事由が発生した場合、削除を認める場合がありますので、法学部教務担当へ申し出てください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各学部・学域のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

(3) 履修制限およびクラスの指定

履修希望者が教室の収容能力を著しく超過する場合その他教育上必要と認められる場合、履修することができる者の範囲および人数を制限、またはクラスを指定することがあります。これらの履修制限またはクラス指定を履修登録期間に先立って行うことがあります。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制」で記載します。成績は学生ポータル (UNIPA) で確認することができます (定められた期間を除く)。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後 (試験期間) に実施します。試験の時間割は学生ポータル (UNIPA) を確認してください。

(3) 追試験・再試験

① 基幹教育科目における追試験

基幹教育科目の試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、追試験を行うことがあります。

1. 学生が病気または負傷した場合
2. 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る。）
3. 公共交通機関の遅延による場合
4. 学生が国家試験等を受験する場合
5. 学生が裁判員裁判へ参加する場合
6. その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて国際基幹教育機構に願い出る必要があります。詳しくは、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。

② 法学部専門科目における追試験

法学部専門科目の試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、追試験を行うことがあります。

1. 学生が病気または負傷した場合
2. 学生の親族が死亡した場合（2親等以内の親族または同居の親族に限る。）
3. 公共交通機関の遅延による場合
4. 学生が裁判員裁判へ参加する場合
5. その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、当該科目の試験が終了したときから1週間以内（別途定めがある場合は掲示で通知します）に、次に定める書類を添付した追試験願を法学部教務担当まで提出してください。

1. 病気または負傷 : 医師の診断書
2. 親族の死亡 : 死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書
3. 交通機関の遅延 : 遅延証明書
4. 裁判員制度への参加 : 裁判所からの呼出状等
5. その他やむを得ない事由 : その事実を証明できるもの

③ その他の科目における追試験

各科目の開設部局に問い合わせてください。

④ 再試験について

定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制

(1) 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、定められた基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。各評語の評価基準などは大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内\)](#) を確認してください。

履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、卒業するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに算出されます。GPA の算出方法は大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>シラバス・履修案内\)](#) から確認してください。

GPAの対象となる科目は、原則として履修登録した全ての科目です。ただし、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）、評語「N（認定）」の「単位認定された科目」、評語「P（合格）」の「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
 - ② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合
- 手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

(2) CAP 制

学期内で履修する科目について事前・事後学修の時間を確保するために、各年度・各学期に履修登録できる総単位数には、上限が設けられています。このことを CAP 制（キャップ制）と呼びます。

1 年次から 3 年次の履修上限は学期ごとに 24 単位とします。また、4 年次以降の履修上限は学期ごとに 28 単位とします。

年次	登録できる単位数		
	前期	後期	年
1 年次～3 年次	24 単位以下	24 単位以下	48 単位以下
4 年次以降	28 単位以下	28 単位以下	56 単位以下

前期集中講義は前期の履修登録単位数に、後期集中講義は後期の履修登録単位数に含まれます。通年科目については前期 2 単位、後期 2 単位として計算します。

原則として、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）は CAP 制限から外れます。卒業の所要単位に算入される科目の中で、例外的に CAP 制対象外となる科目もあります。詳しくは科目開設部局の要覧を確認してください。

早期卒業の願い出が認められた学生については、3 年次以降において学期ごとに 30 単位を上限とします。

1 1. 既修得単位等の認定

(1) 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

入学する前に大学、短期大学（外国の大学等を含む）または大学以外の教育施設において科目を履修し、修得した単位については、学部・学域の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、20 単位を限度として本学の基幹教育科目として認定されることがあります。

該当者は、入学前までに法学部教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換・単位認定制度により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えることはできません。

(2) 外部試験等による外国語の単位認定

高い英語能力を持った学生を対象に、外国語科目（英語）の単位認定を行う制度があります。詳細に

については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。

なお、認定された科目を履修することはできないので注意してください。

1 2. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証（デジタル学生証は認められません（以下同様））を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、所属学部・学域教務担当窓口等で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても、自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

1 3. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの
- 異議申立を行う場合、学生ポータル (UNIPA) に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局 (各学部・学域教務担当または森之宮学務室教務担当) へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

シラバスに記載されていない形での成績評価の変更や再評価を担当教員に対して要求することはできません。

14. 休講・欠席について

- (1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について
- 取り扱いの詳細は、以下より大学 Web サイトを確認してください。

[\(ホーム>教育・学生生活>気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について\)](#)

- (2) 授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合は、大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) を確認のうえ、所定の手続きを行ってください。欠席理由 (病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等) の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の判断によります。

なお、以下の場合は特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症 (季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等) に罹患した場合大学 Web サイト [\(ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係\)](#) を確認してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

大学 Web サイト (ホーム>教育・学生生活>授業・履修>学事日程・授業関係) を確認してください。

15. 副専攻

副専攻とは、所属する学部・学科/学域・学類で卒業をめざす主専攻に加え、学部・学科/学域・学類課程の区分を超えて、一人ひとりが主体的に興味関心のある分野を学修する制度です。所属する学部・学科/学域・学類により履修可能な副専攻が変わります。

詳細は、「副専攻ガイド」を参照してください。ただし、副専攻のために修得した単位については、卒業要件に含まれないことがあるので注意してください。

16. 他大学との単位互換・単位認定制度

(1) 大学コンソーシアム大阪等との単位互換協定に基づいて、他大学の授業を履修することができます。毎年度教育推進課から募集の案内があります。詳細は各コンソーシアム等の Web サイトを確認してください。なお、修得した科目および単位は、本学で履修し、単位を修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。

(2) 本学に在学中に外国の大学との協議等に基づき、当該大学の科目を履修し、単位を修得した場合は、教授会等の承認を経て本学において修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。なお、再入学の場合を除き、(2) の場合において認定される単位の上限は 30 単位（ただし、基幹教育科目とみなすものについては 20 単位）です。認定を希望する場合は当該単位修得後の最初の履修登録期間中に、法学部教務担当まで願い出てください。

17. 転学部（学域）・転学科（学類）等

在籍中に特別の事情で学部・学科等を変更したい人のために、転学部・転学科等という制度があります。ただし、転学部・転学科等を認めていない学部もあります。

なお、転学部・転学科等を希望する学生を受け入れる学部・学科等の事情（定員超過など）により、募集しない場合があります。また、受け入れ先の学部・学科等が定める要件（成績・修得単位数など）を満たす必要があります。転学部等の募集については、毎年 9 月には学生ポータル（UNIPA）にて掲示します。詳細については、各学部・学域教務担当に問い合わせてください。

法学部から他学部・学域への転学部を希望する場合は、「転学部願」により、1 月 31 日までに法学部教務担当まで願い出てください。あわせて受け入れ先の学部・学域が定める手続を行う必要があります。手続の期日は受け入れ先の学部・学域の定めるところによります。

18. 前期終了時の卒業・早期卒業

(1) 前期終了時の卒業

本学に 4 年以上在学し、学年の前期終了時に卒業要件を満たし、あらかじめ定められた期日までに卒業を申し出た者については、教授会の議を経て、前期終了時に卒業が認められます。前期終了時の卒業の認定は、前年度までの修得単位数および当該年度前期開講科目の修得単位数によって行われます。当該年度の集中講義科目により修得した単位数は、その開講期にかかわらず算入されません。

前期終了時の卒業を希望する場合は、7 月 31 日までに所定の「前期終了時の卒業認定願」により法学部教務担当まで申し出てください。

(2) 早期卒業

本学に 3 年以上在学した者で、各学科等の定める卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生は、3 年次末で早期卒業することができます。

早期卒業を希望する場合は、2 年の在学期間が満了する前の指定の期日までに、指定の様式により申し出を行わなければなりません。

早期卒業の申し出承認および認定の要件は、以下のとおりです。

早期卒業の申し出の承認要件	早期卒業の認定要件
次の1～3いずれにも該当する者 1. 本法学部に2年間在学していること 2. 1の在学期間において修得した単位数が80単位以上であること 3. 修得単位数のうち成績区分がAまたはAA評価の単位数の合計が56単位以上であること	早期卒業の申し出が承認された者のうち、次の1～3いずれにも該当する者 1. 本法学部に3年以上在学していること 2. 卒業に必要な単位数を全て修得していること 3. 修得単位数のうちAまたはAA評価の単位数の合計が90単位以上であること

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。ただし、休学はやむを得ない事由により復学を前提として行うものです。「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければなりません。なお、休学を希望する場合は、可能なかぎり、休学をしようとする学期が開始する日の1ヶ月前までに法学部教務担当に申し出てください。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

除籍の対象は、以下のとおりです。

- ・ 所定の在学年限を超えた者
- ・ 所定の休学期間を超えてなお復学できない者
- ・ 授業料または教育環境充実費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・ 病気その他の理由により成業の見込みがないと教授会において認められた者
- ・ 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

※「成業の見込みがないと教授会において認められた者」について、法学部では以下の場合においても除籍の対象となります。

- ・ 在学年数が4年に達した時点で、外国語科目の必修科目の修得単位が8単位に満たない場合
- ・ 在学年数が4年に達した時点で、基幹教育科目の修得単位および専門科目の修得単位（枠内単位に算入されないものを除く）があわせて40単位に満たない場合

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合には、教授会の選考を経て再入学が許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各部局アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

21. 教育学習支援基盤「ていら・みす」での学修記録の記入

学ぶ力（学習自己管理能力）を高めること、すなわち、

- ・ 目標を意識しながら、学ぶこと
- ・ 自分自身の学びを見つめる（ふり返る）目を養うこと
- ・ 学びについて得た気づきを、次の学修に生かすこと

を主な目的として、半期ごとに、教育学習支援基盤「ていら・みす」において、ポートフォリオ（学修記録）への記入を行ってください。「ていら・みす」へは、学生ポータル（UNIPA）からアクセスしてください。

22. 履修モデル・法曹養成プログラム

(1) 履修モデル

法学部専門科目には3つの履修モデルが設けられています。履修モデルをもとに科目を選択することで、それぞれの将来設計に応じた専門科目を体系的に履修することが推奨されます。

モデル①「司法」将来の法曹を目指して法科大学院進学を希望する者や裁判所職員、司法書士などを目指す者が、伝統的な法律科目の修得を通じて法的思考力を養い、法律実務の基礎となる能力を育成する。

モデル②「行政」国家・地方公務員などをを目指す者が、伝統的な法律科目を修得するとともに、政治・行政学関連科目の履修を通じて政策立案能力を育成する。

モデル③「企業・国際」民間企業やジャーナリストを目指す者が、法律科目だけでなく、政治学や国際関係法などの幅広い社会科学的知識を修得することにより、社会的感覚と現実的な政策マインドを育成する。

履修モデルについては「履修モデル別科目表」を確認してください。

(2) 法曹養成プログラム

将来の法曹を目指して法科大学院進学を志望している場合は、「法曹養成プログラム」という制度があります。

法曹養成プログラムとは、法学部と法科大学院が連携し、学部段階から法曹になるための教育を受け

ることができる制度（課程）です。

本法学部は、本学大学院法曹養成専攻（法科大学院）と連携協定を結んでいます。法曹養成プログラムに登録している学生は、本学大学院法曹養成専攻の授業の一部を先行して履修し、単位を修得することができます。

また、法学部において法曹養成プログラムを修了すると、本学大学院法曹養成専攻の入試において特別選抜の対象者となることができます。

早期卒業の要件を満たして法学部を早期卒業するとともに、法曹養成プログラムを修了して特別選抜を経て本学法科大学院に入学することによって、合計5年で法科大学院を修了する（3年で法学部を早期卒業し、2年短縮型（2年コース）で法科大学院を修了する）ことができます。

本法学部の在学期間が2年以上4年未満で、所定の要件を満たす学生（編入学生を除く）が、2年次生後期以降の指定する時期に、面談の機会を経て、プログラムへの登録を願い出た場合は、教授会の議を経て、プログラムへの登録が認められます。

プログラムへの登録を希望する場合は、指定の書式により、指定の期日までに、法学部教務担当まで願い出てください。

登録の願い出を認めることができる学生の人数は年度ごとに20名を上限とし、定員を超えた場合は選考を行います。

法曹養成プログラムへの登録およびプログラム修了の要件は、以下のとおりです。

登録の願い出の承認要件	プログラム修了の要件
次の1～3いずれにも該当する者 1. 本法学部の在学期間が2年以上4年未満であること 2. 1の在学期間において修得した単位数が80単位以上であること 3. 1の在学期間中に修得した法学部専門科目（他学部専門科目、資格科目を除く）の単位数のうち、成績区分がAまたはAA評価の単位数の合計が26単位以上であること	登録の願い出が承認された者のうち、次の1、2いずれにも該当する者 1. 「必修科目群46単位」「選択必修科目群16単位」を修得したこと 2. 法学部専門科目（他学部専門科目、資格科目を除く）の修得単位数のうち、成績区分がAまたはAA評価の単位数の合計が48単位以上であること

詳細については「法曹養成プログラムに関する規則」を確認してください。

23. 卒業資格（卒業要件）

（1）卒業・学位

4年以上在学し（編入学の場合は2年以上）、所定の単位を修得すると、学士（法学）の学位が授与されます。ただし、休学期間は在学期間に含まれません。

（2）在学年限

在学年限は8年（編入学の場合は4年）とします。

（3）年次

学年進行の時期は4月です。休学をした場合でも年次は進行します。

(4) 卒業に必要な単位数

2026 年度入学生

科目区分		必要単位数	注意
総合教養科目		10 単位	●科目区分 [I 基礎科目 B 社会科学] の「日本国憲法」「政治学入門」は左記 10 単位に算入されない
基幹教育科目	外国語科目 University English	12 単位	●必修
	初修外国語(朝鮮語・中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語)の中からいずれか1つの言語	12 単位	●必修科目については履修規則(別表第 1)を参照のこと
	特例科目 日本語科目		●外国人留学生および日本語を母語としない学生は日本語科目を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定される。
	ゼミナール科目	1 単位	●必修
	情報科目	2 単位	● 選択 必修
	健康・スポーツ科学科目	2 単位	●講義または実習から 2 単位 以上修得すること
	基幹教育科目 小計 39 単位		
専門科目	法学部専門科目 (講義科目・演習系科目)	90 単位 (この 90 単位を「 枠内単位 」と呼ぶ)	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>枠内単位には、専門演習 2 単位以上を含むこと(必修)</u> ●次に掲げる科目については、それぞれに定める単位数を限度に枠内単位に算入することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門演習 28 単位まで 2. 演習論文 4 単位まで 3. 専門発展演習 8 単位まで 4. 法政 2 年次演習 4 単位まで 5. 法曹養成基礎演習 2 単位まで ●<u>枠内単位には、あわせて 16 単位まで、以下の科目を算入することができる</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文学部、経済学部、商学部の専門科目 2. 履修規則(別表第 3)に定める教職科目および博物館科目
総計 129 単位			

(5) 卒業の時期

卒業の時期は3月とします。前期終了時の卒業・早期卒業等については「18. 前期終了時の卒業・早期卒業」の項目を、法曹養成プログラムについては「22. 履修モデル・法曹養成プログラム」の項目を確認してください。

24. 基幹教育科目履修課程

法学部生が履修できる基幹教育科目の科目区分および単位数並びに履修可能最低年次は、法学部履修規則別表第1のとおりとします。

履修については法学部履修規則第7条以下に基づきますのでそちらも確認してください。また、あわせて「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。

25. 専門科目履修課程

(1) 開講科目および履修可能最低年次

法学部専門科目の科目名およびその単位数並びに履修可能最低年次は、法学部履修規則別表第2のとおりとします。

開講科目については、資料「法学部専門科目開講科目表」を確認してください。

専門科目の履修については、法学部履修規則11条以下に基づきますのでそちらも確認してください。

(2) 演習系科目

演習系科目の説明および枠内単位への算入上限等は、以下の表のとおりです。

演習系科目は、原則として、実授業時間数の3分の2以上出席した者に対して、成績評価を行います。

	科目説明	履修可能最低年次	注意
専門演習 ※2単位必修	法学・政治学の各分野について、原則として15名以下の少人数で専門的に学ぶ科目であり、特に学生の自主的な研究と討論能力の養成に主眼をおく。2単位を必修とし、それ以上の履修を奨励する。	2年次以上 ※2年次生は、担当教員が定めた履修条件を満たした場合に履修することができる。	●28単位までを枠内単位に算入することができる。 ●同一学期において次に掲げる年次の区分に応じ、次に定める科目数に単位数に限り履修することができる。 (1) 2年次 各期4単位 (2) 3年次 各期4単位 (3) 4年次 各期6単位 ●前期開講科目については前年11月頃から、後期開講科目については履修する年度の8月頃から募集する。

演習論文	専門演習とともに履修するなかで、自らの研究成果について、教員の指導を受けつつ論文形式で執筆し、高度の調査分析能力や日本語運用能力を養う。	2 年次以上	<ul style="list-style-type: none"> ●4 単位まで枠内単位に算入することができる。 ●演習論文の担当教員が専門とする科目の専門演習を履修している、または履修していた者が履修することができる。 ●演習論文の開講の有無や履修条件は、演習論文の科目ごとに定められる。 ●前期開講科目については前年 11 月頃から、後期開講科目については履修する年度の 8 月頃から募集する。
専門発展演習	法学・政治学の各分野について、大学院で扱う内容に相当するような高度な内容を専門的に学ぶ科目であり、専門演習で行った研究の更なる発展や専門演習で養った能力の更なる向上を目指す。この科目は、大学院開講授業科目と合同して開講する。	3 年次以上	<ul style="list-style-type: none"> ●8 単位まで枠内単位に算入することができる。 ●担当教員が認めた場合に限り履修することができる。 ●この科目と合同して開講されている大学院開講授業科目を先行履修制度（「26. 大学院開講授業科目の先行履修制度（学士・修士連携プログラム）」参照）によって先行履修している者は、この科目を同時に履修することができない。
法曹養成基礎演習	法曹を目指す者を対象として、良い法曹になるために必要となる基礎的な能力を養うことを目指す。	2 年次以上	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>2 単位まで枠内単位に算入することができる。</u> ●この科目の単位を修得した場合に再度この科目を履修することはできない。
法政 2 年次演習	専門科目を本格的に学び始めた 2 年次生を対象に、法学・政治学に関わる基本的なテーマについて、広い視野から学ぶ。講義科目の理解を深め、専門演習に向けて準備を進めていくことが期待される。	2 年次生	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>4 単位まで枠内単位に算入することができる。</u>

演習系科目（法曹養成基礎演習を除く。）については、同一名称であっても別個の授業として扱いますので、重複または再度履修することができます。

(3) その他の授業科目

枠内単位にはあわせて 16 単位を限度に、以下の科目を算入することができます。

① 文学部、経済学部、商学部提供の専門科目

ただし、当該学部が法学部学生の履修を認めた科目に限ります。

② 法学部履修規則別表第3に定める教職科目および博物館科目

以上の科目の履修については、法学部履修規則19条に基づきますので、そちらを参照してください。

26. 大学院開講授業科目の先行履修制度（学士・修士連携プログラム）

所定の履修条件を満たす学生は、大学院法学研究科法学政治学専攻が開講する科目のうち一定のものを先行履修することができます。ただし、大学院開講授業科目と合同して開講される専門発展演習を履修している者は、当該大学院開講授業科目を同時に履修することができません。

修得した単位は学部の修得単位には算入されませんが、大学院法学研究科法学政治学専攻に進学した場合、16単位を上限として、法学研究科の修了要件単位に算入することができます。

(1) 履修条件

- ① 履修時に法学部の卒業予定年次（早期卒業を含む。）に在籍する者
- ② 大学院法学研究科法学政治学専攻に進学を希望する者
- ③ 前学期までに、卒業に必要な基幹教育科目38単位を修得している者
- ④ 前学期までに、枠内単位を75単位以上修得している者

(2) 履修科目の上限

履修科目として申請することができる単位数は、学期につき10単位を上限とします。

大学院開講授業科目の先行履修を希望する場合は、指定の方法により指定の期日までに法学部教務担当まで願い出てください。

27. 教育職員免許状の取得

法学部の課程において取得可能な免許状の種類は以下のとおりです。

- ・ 中学校教諭一種免許状（社会）
- ・ 高等学校教諭一種免許状（公民）

教育職員免許状の取得を希望する学生は法学部教務担当まで申し出てください。

なお、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）については、本学法学部の課程において取得可能な免許状には含まれません。この免許状は、必要とされる所定の他学部科目を履修すれば、取得ができないわけではありませんが、他学部が開講する科目であるため、履修登録をして単位を揃えるには時間割上の困難があり、4年間で必要な単位を全て取得できることは制度的に保証されていません。また、免許状の申請手続については、大学を通して行う一括申請の対象外であることにも注意してください。

28. その他

(1) 指定六法について

法学部試験に持ち込みができる六法（「指定六法」という）は、書き込み（下線・マーカーは除く）および挟み込みのない以下のものに限定しています。

指定六法以外の持ち込みは不正行為となります。

- ・ 三省堂 「デイリー六法」

- ・ 有斐閣 「ポケット六法」
- ・ 有斐閣 「六法全書」

※司法試験用六法、司法試験用法文、予備試験用六法、予備試験用法文についても、指定六法に代えて使用することができます。

(2) 大学院法学研究科（法学政治学専攻・法曹養成専攻）について

本学大学院法学研究科には、法学政治学専攻と法曹養成専攻（法科大学院）の2つの専攻が置かれています。

① 法学政治学専攻

法学政治学専攻は、長年にわたり法学・政治学の研究教育機関として重要な役割を果たしてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとともに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者の養成を目指しています。このような研究者養成に照準を合わせた教育課程が、博士前期課程に設置される理論研究プログラムおよび博士後期課程です。

これに加えて、法学政治学専攻は、今日の社会状況を踏まえ、公務の領域と企業活動の領域とのいずれにおいても必要とされる合理的な判断能力の習得に留意しつつ、法学・政治学の高度な専門的知識をも備えた自律的な職業人を育成することにも意を用いています。すなわち、ますます複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人の育成をも目指しています。主としてこの機能を担う教育課程が、博士前期課程に設置される課題展開プログラムです。

なお、法学・政治学各領域の研究者養成機能を担うのは、上述のように主として前期・後期の両博士課程を通じた一貫教育・研究で、それによって学生が自律的に研究を遂行しうる能力を涵養するという意義があります。ただし、博士前期課程の課題展開プログラムや法曹養成専攻に在籍する優秀な学生に対しても、博士後期課程への進学と研究職への道を広く開くことで、様々な背景や経歴を有する学生たちが刺激しあい、切磋琢磨できる環境を整えています。

以上に述べたような法学政治学専攻の特徴は、法学部を基礎とし、それとの接続を意識したものであることによっています。それ以外にも、外国人留学生や社会人など、多様なバックグラウンドを有する志願者に対しても広く門戸を開くとともに、法学・政治学を専攻してこなかった人であっても、その基礎的素養を確認したうえで積極的に受け入れ、法学・政治学研究者および高度職業人の養成を目指しています。

博士前期課程と博士後期課程の区別、また、理論研究プログラムと課題研究プログラムの区別等、詳細については、法学政治学専攻要覧のほか、募集要項等を確認してください。また、大学院開講授業科目の先行履修については、「26. 大学院開講授業科目の先行履修制度」も参照してください。

② 法曹養成専攻

法曹養成専攻は、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として2004年に開設されて現在に至る大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を継承し、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指しています。

真のプロフェッションと呼び得るためには、第1に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神

と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。第2に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。第3に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

以上をふまえ、法曹養成専攻は、第1に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないよう的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹、第2に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深くかかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹、第3に、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹の、3つのタイプの高度な専門性を備えた法曹の養成を目指しています。

このような条件を備えた法曹を育成するためには、法学部出身者のみならず、社会人や外国人など、多様な背景を持つ志願者を広く受け入れる必要があります。それゆえ、法曹養成専攻では、法学既修者のみならず、法学未修者にも広く門戸を開きつつ、3年標準型の学生を含む全ての志願者について、法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力としての、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を有していることを、さらに、2年短縮型の志願者については、法曹養成専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していることを確認して受け入れます。

3年標準型と2年短縮型の区別等、詳細については、法曹養成専攻要覧のほか、募集要項等を確認してください。また、法曹養成プログラムについては「2.2. 履修モデル・法曹養成プログラム」を参照してください。

(3) 諸手続

学生証、通学証明書の再発行その他手続が必要になった場合は、すみやかに学生証担当、証明書担当まで届け出てください。住所・連絡先の変更(本人および家族等指定連絡人)は学生ポータル (UNIPA) から申請することができます。

29. 生成AIの利活用に関する学生向けガイドライン

本学では、学業や研究において生成AIを有効かつ安全に活用できるよう、ガイドラインを作成しました。ガイドラインの内容をよく確認の上、適切な場面で責任を持って活用してください。

生成AIの利活用に関する 学生向けガイドライン

© Osaka Metropolitan University All Rights Reserved.

2024年3月4日
DX戦略会議

はじめに

ChatGPTをはじめとする生成AIは社会に急速に浸透し、今や学生の皆さんも簡単に利用できるようになりました。生成AIは非常に便利である一方で、使い方を間違えると、学業や研究にマイナスの影響を与える可能性があります。たとえば、課題レポート作成を生成AIに完全に依存してしまうと、学びの機会を失うだけでなく、倫理的な問題を引き起こし、自分自身の信頼性にも傷をつけかねません。

そこで、本学での学業や研究において、皆さんが生成AIを有効かつ安全に活用できるよう、本ガイドラインを作成しました。生成AIの利用にあたっては、このガイドラインを参考にしながら、一人ひとりが責任感を持って賢明な判断を下せるようになることを願っています。

なお、本学とは無関係な場面での利用にあっても、本ガイドラインに書かれた内容を参考にしてください。

対象生成AI

本ガイドラインが対象とする生成AIには、ChatGPT (OpenAI)、Copilot (Microsoft)、Gemini (Google) など、主に文章を生成するものだけでなく、画像を生成する DALL-E (OpenAI)、Stable Diffusion (Stability AI)、Midjourney や、その他、動画や音楽などを生成するものを含みます。

1. 基本的な考え方	P.4
2. 活用方法	P.5
3. 禁止事項	P.6
4. 相談	P.7
5. 注意事項	P.8

1. 基本的な考え方

本学での学業や研究に関わる生成AIの利用について、基本的な考え方を、以下にまとめます。

- (活用) 学びや研究を深めるため、また、その効率を高めるために活用する
- (禁止) 学問的誠実性に反する利用は行わない
- (相談) 利用して良いか迷ったら、授業担当教員 (or 研究指導教員) に相談する
- (注意) 生成AIに関する一般的注意事項を踏まえて利用する

次ページ以降に、詳細を示します。

2. 活用方法

学びや研究を深めるため、また、その効率を高めるために活用する

本学での学びや研究を自分自身で深めたい場合や、学習効率・研究効率を高めたい場合に、生成AIを活用することを、本学としては推奨します。

ただし、**授業担当教員や研究指導教員から、生成AIの利用制限や禁止が指示されている場合は、その指示に従ってください。**

(活用例1) 外国語学習への活用

ChatGPTを外国人として振る舞わせ、外国語会話の練習相手にできます。また、自分が書いた外国語の文章について、文法的な誤りを指摘してもらったり、文法の解説をしてもらうことができます。

(活用例2) 授業で興味を持ったトピックや分からなかった点について調べる

授業で興味を持ったトピックや、分からなかった点について、調べることができます。また、そのトピックについて、理解を深めるため、生成AIと対話（意見交換）することも可能です。

(活用例3) 研究への活用

研究テーマに関連する情報を探すことができます。また、論文や記事などを要約（+和訳）してもらうことで、大量の文献を効率的に理解することができます。

なお、**生成AIの出力に誤りが含まれている可能性に十分注意してください。**
(→「注意事項（その2）」)

5

3. 禁止事項

学問的誠実性に反する利用は行わない

「学問的誠実性」(Academic Integrity)とは、大学における教育や研究の営みの中で求められる誠実さを指し、正しく行動するための基本原則と言えるものです。例えば、試験でのカンニングや、実験データの捏造・改ざんは、右に示した「公正」や「信頼」などの観点から、学問的誠実性に反する行為となります。

生成AIについても、学問的誠実性に反する、以下のような利用を禁止します。

(参考)

Honesty (正直)	Trust (信頼)	Fairness (公正)
Respect (敬意)	Responsibility (責任)	Courage (勇気)

学問的誠実性における6つの基本的な価値
(International Center for Academic Integrity による)

https://academicintegrity.org/images/pdfs/20019_ICAI-Fundamental-Values_R12.pdf

- ① レポートや小論文、プログラミングにおけるソースコードなど、作品（成果物）の制作において、生成AIの出力をそのまま、あるいは、一部の改変のみで、自分が作成したものとして提出すること
- ② 問題への解答（宿題を含む）や、自分の意見表明が求められている場面で、許可なく生成AIを使用し、その出力を自分のものとして提出すること

生成AIによる出力を自分のものと偽ることは、「正直」という価値に抵触し、自身の「信頼」を損なう行為です。また、学習機会を失い、自身の学びへの「責任」を放棄する行為でもあります。

上記の行為を行った場合、不正行為として取り扱われることがあります。

上記以外の場合でも、学問的誠実性に反すると判断されるような利用の仕方はしないでください。

利用して良いか迷ったら、授業担当教員（or 研究指導教員）に相談する

生成AIの利用について、それが学問的誠実性に反するかどうか、自分だけでは判断できないケースもでてくるでしょう。そのような場合は、授業担当教員（研究においては、研究指導教員）に相談してください。

（例1）課題レポートを作成する際、生成AIに文章案を作成させ、それを参考にしながら、あらたに自分で文章を作り直すのは許されるか？

レポート作成においては、アイデア出し／情報収集・調査／章立て／文章案作成／推敲などの各段階で、生成AIを活用することが可能です。しかし、生成AIを利用することで、課題を通して身に付けるべき能力が養われなくなる恐れがあります。その課題の意図を含め、どのような使い方なら許されるのか、教員に尋ねてみてください。

（例2）自分は留学生で日本語が得意ではない。母語で書いた課題レポートを、生成AIを用いて日本語に翻訳し、提出して良いか？

日本語による文章作成力を養うことが目的の一つとなっている課題でなければ、教員は認めてくれるかもしれません。あるいは、日本語で書いた文章の推敲になら、生成AIの利用を認めてくれるかもしれません。その課題に対する生成AIの利用の仕方について、教員に相談してみてください。

7

5. 注意事項（その1）

生成AIに関する一般的注意事項を踏まえて利用する（プロンプト入力時）

生成AIを利用するにあたっては、いくつかの大事な注意事項があります。ここでは、生成AIへの指示（プロンプト）入力時に注意すべき事項を挙げます。

①. 公開可能な情報のみを入力する

入力した情報が生成AIの学習に利用され、第三者への回答として出力されることを防ぐため、外部に公開されても問題ない情報のみを入力するようにしてください。**個人情報や秘密情報などを入力してはいけません。**

②. 法規制遵守の観点に十分注意して入力する

生成物が既存の著作物（音楽、映画、写真、コンピュータプログラムなどを含む）と同一・類似している場合、当該生成物を利用する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。**既存の著作物に類似する生成物に繋がるようなプロンプトは入力しないようにしてください。**

【禁止事項】

- * 個人情報や秘密情報などをプロンプトに入力する
- * 特定の作家や作家の作品のみを学習させた特化型AIを利用する
- * 既存権利の侵害に繋がるようなプロンプトを入力する
(NG例) 「夏目漱石の作品「吾輩は猫である」に似せて文章を作成してください」

生成AIに関する一般的注意事項を踏まえて利用する（生成物利用時）

生成AIを利用するにあたっては、いくつかの大事な注意事項があります。
ここでは、生成AIからの出力（生成物）を利用する際に注意すべき事項を挙げます。

①. 生成物（出力文章）の信憑性を確認する

生成AIからの出力文章は、誤りを含む可能性があります。また、偏った価値観・倫理観が反映される恐れがあります。出力を鵜呑みにせず、**複数の情報源を用いての事実確認**や、**出力内容の批判的な検討**を必ず行なってください。

②. 生成AIによる生成物を利用していることを示す

部分的にであれ、生成物を利用した作品（課題レポートや、プログラムのソースコードなど）を公開（教員への提出を含む）する場合には、**生成AIを利用したことを、どのように利用したかも含め、作品内で明示**するようにしてください。

（例）「本ガイドラインの文章を推敲する際、ChatGPTを利用した。」

【禁止事項】

- * 出力文章を無批判に信じる
- * 出力文章の信憑性を確認せずに、作品等に使用する
- * 生成AIによる生成物を利用したことを示さず、作品を公開する

9

2026年度〔令和8年度〕履修モデル別科目表

1 講義科目

	科目名	単位数	履修可能 最低年次	司法 行政 企業・国際		
				司法	行政	企業・国際
基礎法学	法 哲 学	4	2	◎	◎	◎
	法 社 会 学	4	3	◎	◎	◎
	日 本 法 制 史	4	2	★	◎	◇
	日 本 近 代 法 制 史	4	3	◇	◎	◇
	東 洋 法 制 史	4	3	◇	◇	◇
	西 洋 法 制 史	4	2	◎	◎	◇
	ロ ー マ 法	4	3	◎	◇	◇
	英 米 法	4	3	★	◇	◎
	ド イ ツ 法	4	3	◎	◎	◎
フ ラ ン ス 法	4	3	◎	◇	◎	
ア ジ ア 法 (中 国 法)	4	3	◎	◇	◎	
公法	憲 法	1	4	★	★	★
	憲 法	2	2	★	★	◎
	行 政 法	1	4	★	★	◎
	行 政 法	2	4	★	★	◎
	租 税 法	1	2	◇	◇	◇
	租 税 法	2	2	◇	◇	◇
	国 際 法 A	2	2	◇	◇	★
	国 際 法 B (International Law B)	2	2	◇	◇	★
	国 際 組 織 法	4	2	◇	◇	◎
	国 際 経 済 法	2	3	◇	◇	◎
	刑 法 第 1 部 (総 論)	4	2	★	★	◎
	刑 法 第 2 部 (各 論)	4	2	★	◎	◎
	刑 事 訴 訟 法	4	2	★	★	◎
刑 事 政 策	2	2	◎	◎	◇	
私法	民 法 第 1 部 (総 則)	4	1	★	★	★
	民 法 第 2 部 (物 権)	4	3	◎	◎	◎
	民 法 第 3 部 (債 権 総 論)	4	2	◎	◎	◎
	民 法 第 4 部 (債 権 各 論)	4	2	★	★	★
	民 法 第 5 部 (親 族 ・ 相 続)	2	2	◎	◎	◎
	商 法 第 1 部 (総 則 ・ 商 行 為)	2	3	◎	◇	◎
	商 法 第 2 部 (会 社)	4	2	★	◎	★
	商 法 第 3 部 (金 融)	2	3	◎	◇	◎
	金 融 商 品 取 引 法	2	3	◎	◇	◎
	民 事 訴 訟 法	4	3	★	◎	★
	民 事 執 行 ・ 保 全 法	2	3	◎	◇	◇
	倒 産 法	2	3	◇	◇	◎
国 際 私 法	2	3	◎	◇	◎	
知 的 財 産 法	2	3	◇	◎	◎	
社会法	労 働 法	4	3	◎	◎	★
	社 会 保 障 法	4	3	◇	★	◎
	経 済 法	2	3	◎	◎	◎

	科目名	単位数	履修可能 最低年次	司法 行政 企業・国際		
				司法	行政	企業・国際
政治・行政学	政 治 学	4	2	◎	★	★
	比 較 政 治 学 1	2	2	◇	◇	◎
	比 較 政 治 学 2	2	2	◇	◇	◎
	政 治 過 程 論	4	3	◇	◎	◇
	政 治 学 史	4	2	◎	★	◎
	日 本 政 治 外 交 史	4	3	◇	◎	◎
	欧 州 政 治 外 交 史	4	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 1 A	2	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 1 B	2	2	◇	◎	★
	国 際 政 治 2	2	3	◇	◎	★
行 政 学	4	2	◎	★	◎	
公 共 政 策 論	4	3	◇	◎	◎	
共通	法 学 の 基 礎	2	1・編3※	★	★	★
	法 曹 実 務 入 門	2	1	◎	◎	◎
	政 治 学 概 論	2	1・編3※	★	★	★
	法 学 政 治 学 計 量 分 析	2	3	◇	◇	◇
	法 曹 発 展 科 目	2	3	◇	◇	◇
	法 学 特 講	2	3	◇	◇	◇
政 治 学 特 講	2	3	◇	◇	◇	

2 演習系科目

法 政 2 年 次 演 習	2	2※	◇	◇	◇
法 曹 養 成 基 礎 演 習	1	2	◎	◇	◇
専 門 演 習	2	2	★	★	★
専 門 発 展 演 習	2	3	◇	◇	◇
演 習 論 文	2	3	◇	◇	◇

履修最低可能年次の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。

- ★ 基本科目:それぞれの履修モデルを選択した者全てが履修することが期待される科目
- ◎ 標準科目:それぞれの履修モデルの要となる科目
- ◇ 展開科目:幅広く学問的知識を身につけるための必要な科目

各履修モデルにおいて基本科目の履修を第1とし、標準科目、展開科目へと順次修得することが望ましい。

2026年度 法学部専門科目開講科目表

1 講義科目

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修	
		前期	後期					
《 基礎 法 学 》								
法 哲 学	4	(近藤)		2	隔年	(24)	可	
法 社 会 学	4		(阿部)	3	隔年	24		
日 本 法 制 史	4	安竹		2	毎年	25		
日 本 近 代 法 制 史	4			3	隔年	(25)		
東 洋 法 制 史	4	前期集中(中村)		3	隔年	(24)		
西 洋 法 制 史	4			2	隔年	(25)		
ロ ー マ 法	4			3	隔年	(25)		
英 米 法	4	勝田		3	隔年	24		
ド イ ツ 法	4		守矢	3	隔年	24		
フ ラ ン ス 法	4			3	隔年	(25)		
ア ジ ア 法 (中 国 法)	4			3	隔年	(25)		
《 公 法 》								
憲 法	1	4	北村(幸)	2	毎年	25	可	
憲 法	2	2		北村(幸)	2	毎年		25
行 政 法	1	4		佐藤	2	毎年		25
行 政 法	2	4	佐藤		3	毎年		25
租 税 法	1	2	酒井		3	毎年		—
租 税 法	2	2		酒井	3	毎年		—
国 際 法	A	2	山下		2	毎年		—
国 際 法 B (International Law B)	2			中井	2	毎年		—
国 際 組 織 法	4	(桐山)		2	毎年	(25)		
国 際 経 済 法	2			3	隔年	(25)		
刑 法 第 1 部 (総 論)	4	徳永		2	毎年	25		
刑 法 第 2 部 (各 論)	4		徳永	2	毎年	25		
刑 事 訴 訟 法	4	松倉		2	毎年	(25)		
刑 事 政 策	2			2	隔年	25		
《 私 法 》								
民 法 第 1 部 (総 則)	4		石尾	1	毎年	25	可	
民 法 第 2 部 (物 権)	4	(金丸)		3	毎年	(25)		
民 法 第 3 部 (債 権 総 論)	4	藤井		2	毎年	25		
民 法 第 4 部 (債 権 各 論)	4		古谷	2	毎年	25		
民 法 第 5 部 (親 族 ・ 相 続)	2		森山	2	隔年	24		
商 法 第 1 部 (総 則 ・ 商 行 為)	2	(北村(雅))		3	毎年	(25)		
商 法 第 2 部 (会 社)	4		仲	2	毎年	25		
商 法 第 3 部 (金 融)	2	仲		3	隔年	24		
金 融 商 品 取 引 法	2	(梅本 他)		3	毎年	(25)		
民 事 訴 訟 法	4		覃	3	毎年	25		
民 事 執 行 ・ 保 全 法	2	覃		3	隔年	24		
倒 産 法	2			3	隔年	25		
国 際 私 法	2		(国友)	3	隔年	(24)		
知 的 財 産 法	2	(赤松)		3	毎年	[25]		
《 社 会 法 》								
労 働 法	4		根本	3	毎年	25	可	
社 会 保 障 法	4		川村	3	毎年	25		
経 済 法	2		(調整中)	3	毎年	(25)		

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修
		前期	後期				
《 政治・行政学 》							
政治学	4		永見	2	隔年	25	可
比較政治学 1	2	稗田		2	隔年	—	
比較政治学 2	2			2	隔年	—	
政治過程論	4			3	隔年	(25)	
政治学史	4		宇羽野	2	毎年	25	
日本政治外交史	4	(楠)		3	隔年	(24)	
欧州政治外交史	4			2	隔年	25	
国際政治 1A	2	永井		2	隔年	—	
国際政治 1B	2			2	隔年	—	
国際政治 2	2		永井	3	毎年	—	
行政学	4	手塚		2	隔年	25	
公共政策論	4			3	隔年	(25)	
《 共通 》							
法学の基礎	2	金澤他		1・編3※	毎年	25	一部可
法曹実務入門	2		安田他	1	毎年	25	不可
政治学概論	2		手塚	1・編3※	毎年	25	一部可
法学政治学計量分析	2	(西)		3	毎年	(25)	不可
法曹発展科目(刑事法)	2	[杉本(吉)]		3	毎年	[25]	不可
法学特講(税理士による租税講座)	2	酒井他		3	不定期	—	不可
政治学特講(中国の政治と国際関係)	2	(滝田)		3	不定期	—	不可
政治学特講(東南アジアの政治)	2	永井		3	不定期	—	不可

2 演習系科目

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能 最低年次	開講基本 原則	直近開講 年度	他学部 履修
		前期	後期				
《 専門演習 》							
専門演習(日本法制史)	2	安竹		3	—	—	不可
専門演習(日本法制史)	2		安竹	3	—	—	
専門演習(英米法)	2	勝田		2	—	—	
専門演習(英米法)	2		勝田	3	—	—	
専門演習(ドイツ法)	2	守矢		2	—	—	
専門演習(ドイツ法)	2		守矢	2	—	—	
専門演習(アジア法(中国法))	2	王		3	—	—	
専門演習(アジア法(中国法))	2		王	3	—	—	
専門演習(憲法)	2	北村(幸)		3	—	—	
専門演習(憲法)	2		北村(幸)	3	—	—	
専門演習(行政法)	2	佐藤		3	—	—	
専門演習(行政法)	2		佐藤	3	—	—	
専門演習(租税法)	2	酒井		3	—	—	
専門演習(租税法)	2		酒井	3	—	—	
専門演習(国際法)	2	中井		2	—	—	
専門演習(国際法)	2		中井	2	—	—	
専門演習(国際法)	2	山下		2	—	—	
専門演習(国際法)	2		山下	2	—	—	
専門演習(刑事法)	2	金澤		3	—	—	
専門演習(刑事法)	2		金澤	3	—	—	
専門演習(刑法)	2	徳永		2	—	—	
専門演習(刑法)	2		徳永	2	—	—	
専門演習(刑事訴訟法)	2	松倉		2	—	—	
専門演習(刑事訴訟法)	2		松倉	2	—	—	

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能最低年次	開講基本原則	直近開講年度	他学部履修
		前期	後期				
専門演習(民法)	2	石尾		3	—	—	不可
専門演習(民法)	2		石尾	3	—	—	
専門演習(民法)	2	古谷		3	—	—	
専門演習(商法)	2	小柿		3	—	—	
専門演習(民事訴訟法)	2	覃		3	—	—	
専門演習(民事訴訟法)	2		鶴田	3	—	—	
専門演習(倒産法)	2	覃		2	—	—	
専門演習(労働法)	2	根本		3	—	—	
専門演習(労働法)	2		根本	3	—	—	
専門演習(社会保障法)	2	川村		3	—	—	
専門演習(社会保障法)	2		川村	3	—	—	
専門演習(経済法)	2	和久井		3	—	—	
専門演習(政治学)	2	永見		2	—	—	
専門演習(政治学)	2		永見	2	—	—	
専門演習(比較政治学)	2	稗田		3	—	—	
専門演習(比較政治学)	2		稗田	3	—	—	
専門演習(政治学史)	2	宇羽野		2	—	—	
専門演習(政治学史)	2		宇羽野	2	—	—	
専門演習(欧州政治外交史)	2	野田		2	—	—	
専門演習(欧州政治外交史)	2		野田	2	—	—	
専門演習(国際政治)	2	永井		2	—	—	
専門演習(国際政治)	2		永井	2	—	—	
専門演習(行政学)	2	手塚		2	—	—	
専門演習(行政学)	2		手塚	2	—	—	
《 演習論文 》							
演習論文(日本法制史)	2		安竹	3	—	—	不可
演習論文(国際法)	2		中井	2	—	—	
演習論文(国際法)	2	山下		2	—	—	
演習論文(国際法)	2		山下	2	—	—	
演習論文(刑事法)	2		金澤	3	—	—	
演習論文(刑法)	2		徳永	2	—	—	
演習論文(政治学)	2	永見		2	—	—	
演習論文(比較政治学)	2		稗田	3	—	—	
演習論文(欧州政治外交史)	2		野田	2	—	—	
演習論文(国際政治)	2		永井	2	—	—	
演習論文(行政学)	2		手塚	2	—	—	
《 専門発展演習 》							
専門発展演習	2	調整中	調整中	3	—	—	不可
《 法曹養成基礎演習 》							
法曹養成基礎演習	1	高橋(幸)他	高橋(幸)他	2	—	—	不可
《 法政2年次演習 》							
法政2年次演習	2	(楊)	(楊)	2※	—	—	不可

- (注) 1 開講期及び担当教員欄の()は非常勤講師、[]は特任教授、〈 〉は特任助教によりおこなわれることを表す。
2 履修可能最低年次欄の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。
3 「法学の基礎」および「政治学概論」は原則1年次生および当年3年次編入生のみ履修可とするが、教職課程の登録を行った学生は、1年次で両科目とも修得できなかった場合に限り、2年次以降の履修を認める。
4 開講基本原則欄の「—」は開講原則未定を表す。
5 直近開講年度欄の()は非常勤講師、[]は特任教授によりおこなわれたことを表す。「新」は新設科目を表す。
6 網掛け欄は2026年度不開講科目である。
7 「法学の基礎、民法第1部(総則)、政治学概論、法曹実務入門、法曹養成基礎演習」は森之宮キャンパスで開講。
8 専門演習については開講の有無、担当教員、履修可能最低年次等が年度ごとに変動する。

(他学部生の履修について)

- 履修可能最低年次は、他学部生にも適用する。
- 「法学の基礎」および「政治学概論」は、教職課程の登録を行った学生のみ、年次にかかわらず履修を認める。

Ⅲ. 規則

1. 法学部履修規則

制 定 令 4 . 3 . 2 0

最近改正 令 8 . 1 . 2 7

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪公立大学履修規程及び大阪公立大学法学部規程の定めにより大阪公立大学法学部（以下「法学部」という。）の履修要項で定める事項並びにその他の履修について必要な事項を定める。ただし、この規則にかかわらず、必要に応じ、教授会の議を経て、特例を定めることができる。

(授業科目の区分)

第 2 条 法学部の教育課程は、次に掲げる授業科目をもって編成する。

(1) 基幹教育科目

(2) 法学部が開設する専門科目（以下「法学部専門科目」という。）

(3) 文学部、経済学部及び商学部が開設する専門科目のうち、当該学部が法学部学生の履修を認めた科目（以下「他学部専門科目」という。）

(4) 資格科目（教職科目）

(5) 博物館科目

(単位の計算方法)

第 3 条 基幹教育科目及び法学部専門科目の授業は、15 時間をもって 1 単位とする。

2 基幹教育科目及び法学部専門科目以外の科目については、授業を開設する部局の定めるところによる。

(年次)

第 4 条 在学年数にかかわらず、年次は進行するものとする。

2 大阪公立大学学則（以下「学則」という。）第 24 条第 1 項の規定により入学した第 3 年次編入学生（以下「編入学生」という。）のみを対象とするときには、「編入」を頭に付して呼ぶものとする。

3 学則第 26 条第 1 項の規定により再入学した学生は、当初入学時より起算して年次が進行するものとみなす。

(履修手続)

第 5 条 学生は、各学期の指定する期間内に、次に掲げる区分に応じて、履修しようとする授業科目の履修登録をしなければならない。

(1) 前期に登録する科目 通年開設科目、前期開設科目及び前期集中講義科目

(2) 後期に登録する科目 後期開設科目及び後期集中講義科目

2 前項の規定にかかわらず、休学者が復学した場合には、すみやかに、履修登録をしなければならない。ただし、復学した日によっては、当該学期の履修登録をすることができない。

3 授業時間が重複する 2 以上の授業科目を履修登録することはできない。

4 既に単位を修得した科目と同一科目を再度履修することはできない。

5 履修登録した授業科目の追加、変更又は削除は、原則として認められない。

(履修登録できる授業科目の単位数の上限)

第 5 条の 2 学生が前条第 1 項及び第 2 項の規定により履修登録できる授業科目の単位数（以下「履修登録単位数」という。）は、学期ごとに 24 単位を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、2 年間在学し、その間に修得した単位数が 80 単位以上であつて、かつ、第 21 条の規定により定められた成績区分のうち A 又は A A の評価を得た授業科目の単位数の合計が 56 単位以上である学生が、

第29条第1項の規定による卒業の願い出を行い、この願い出が教授会の議を経て認められたときは、その学生の履修登録単位数は、3年次以降において学期ごとに30単位を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、4年次以降において、履修登録単位数は、学期ごとに28単位を上限とする。

4 前3項の規定にかかわらず、編入学生の履修登録単位数は、学期ごとに28単位を上限とする。ただし、4年次以降の編入学生については、学期ごとに30単位を上限とする。

5 以下の各号に掲げる単位数は、前4項の規定により上限を定められた単位数に算入しない。

(1) 教職科目の単位数（別表第3に定める科目を除く）

(2) 博物館科目の単位数（別表第3に定める科目を除く）

(3) 副専攻科目の単位数

(4) 文学部、経済学部及び商学部以外の学部が開設する科目の単位数

(5) 第20条に定める大学院科目の単位数

(6) 第25条の規定により、留学先大学等で修得した単位が基幹教育科目、法学部専門科目又は他学部専門科目として修得したものと認められた場合におけるその単位数

(7) 第26条の規定により、既修得単位が基幹教育科目、他学部専門科目又は法学部専門科目として修得したものと認められた場合におけるその単位数

(8) 総合教養科目「日本国憲法」の単位数

6 集中講義科目の単位数は、本条第4項の規定により上限を定められた単位数に算入しない。

(配当、履修制限及びクラスの指定)

第6条 授業科目には、履修可能最低年次を設けて、各年次に配当する。

2 履修希望者数が教室の収容能力を著しく超

過する場合その他教育上必要と認められる場合には、履修することができる者の範囲及び人数を制限し、又は履修クラスを指定することができる。

3 前項の履修制限又はクラス指定を、前第5条第1項に規定する履修登録期間に先立って行うことができる。

(法曹養成プログラム)

第6条の2 法学部の教育課程に法曹養成プログラムを置く。

2 法曹養成プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 基幹教育科目

(基幹教育科目の編成)

第7条 基幹教育科目は、次に掲げる科目に区分する。

(1) 総合教養科目

(2) ゼミナール科目

(3) 情報科目

(4) 外国語科目

(5) 健康・スポーツ科学科目

(6) 基礎教育科目

2 法学部学生の履修できる基幹教育科目の科目名、単位数及び履修可能最低年次は、別表第1のとおりとする。

3 開設する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(基幹教育科目の履修方法)

第8条 別表第1に定める総合教養科目から10単位、英語科目から12単位、初修外国語から12単位、ゼミナール科目から1単位、情報科目から2単位、健康・スポーツ科学科目から2単位、合計39単位を必修科目として修得しなければならない。

2 総合教養科目である「日本国憲法」及び「政治学入門」については、第1項に規定する単位に算入しない。

3 編入学生については、第1項に定める初修外国語12単位のうち4単位を英語科目4単位に代えることができる。

4 編入学生については、第2項を適用しない。

(外国語科目の履修方法)

第9条 外国語科目については、次に掲げる外国語をいずれも選択し、それぞれの語について、別表第1に定める必修科目の単位をすべて修得しなければならない。

(1) 英語

(2) 初修外国語(朝鮮語、中国語、ロシア語、ドイツ語又はフランス語)から1

2 外国人留学生及び日本語を母語としない学生にあつては、特例科目日本語を修得することで初修外国語を修得したものとみなす。

3 初級履修免除を申請して認められた学生は、初修外国語12単位に替えて、当該外国語の「特修」から12単位を修得しなければならない。ただし、朝鮮語及びロシア語については、「特修」8単位、「中級1」及び「中級2」を修得しなければならない。

(健康・スポーツ科学科目の履修方法)

第10条 健康・スポーツ科学科目については、講義又は実習から2単位以上を修得しなければならない。

第3章 法学部専門科目及びその他の授業科目

(法学部専門科目の編成)

第11条 法学部専門科目は、次に掲げる科目に区分する。

(1) 講義科目

(2) 演習系科目

2 法学部専門科目の科目名、単位数及び履修可能最低年次は、別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、主題を括弧書きで付記することにより異なる名称の科目として開設し、又は別表第2によらない科目を開設することができる。

4 開設する科目は、年度ごとに別に定める。

5 必要に応じて、毎年度開設することを原則としない科目又はあらかじめ履修年次を限定する科目を開設することができる。

(法学部専門科目の履修方法)

第12条 法学部専門科目については、90単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する単位(以下「枠内単位」という。)には、専門演習により修得した2単位以上を必ず含まなければならない。

3 法学部専門科目の履修において、別に定める履修モデル別科目表を参照して科目選択をすることができる。

(講義科目の履修方法)

第13条 比較政治学2を履修するには比較政治学1を履修済であることを条件とする。

2 国際政治2を履修するには国際政治1Aまたは国際政治1Bの単位を履修済であることを条件とする。

(専門演習及び演習論文の履修方法)

第14条 専門演習と演習論文は、別個の授業科目とみなす。

2 専門演習は、他の専門演習と同一名称であっても、別個の授業科目とみなす。2年次生が専門演習を履修する場合における専門演習の履修条件は、各担当教員が定めることができる。専門演習は、同一学期において、次に掲げる年次の区分に応じ、次に定める科目数に限り履修することができる。

2年次 各期4単位

3 年次 各期 4 単位

(3) 4 年次 各期 6 単位

3 演習論文は、他の演習論文と同一名称であっても、別個の授業科目とみなす。演習論文は、その担当教員が専門とする科目の専門演習を履修している、又は履修していた者が履修することができるものとするほか、演習論文の履修条件は、各担当教員が定めるものとする。

4 専門演習の修得単位は、28 単位を限度として、枠内単位に算入することができる。

5 演習論文の修得単位は、4 単位を限度として、枠内単位に参入することができる。

(専門発展演習の履修方法)

第 15 条

専門発展演習は、他の専門発展演習と同一名称であっても、別個の授業とみなす。

2 専門発展演習の履修条件は、各担当教員が定めるものとする。

3 専門発展演習の修得単位は、8 単位を限度として、枠内単位に参入することができる。

(法政 2 年次演習の履修方法)

第 16 条 法政 2 年次演習は、他の法政 2 年次演習と同一名称であっても、別個の授業とみなす。

2 法政 2 年次演習は、2 年次生に限り履修することができる。編入学生については、3 年次生に限り履修することができる。

3 法政 2 年次演習の修得単位は、4 単位を限度として、枠内単位に算入することができる。編入学生についても、同様とする。

(法曹養成基礎演習の履修方法)

第 17 条 法曹養成基礎演習は、他の法曹養成基礎演習と同一名称であっても、別個の授業科目とみなす。

2 法曹養成基礎演習の履修条件は、各担当教員が定めるものとする。

3 法曹養成基礎演習の修得単位は、2 単位を

限度として、枠内単位に算入することができる。編入学生についても、同様とする。

(演習系科目の出席日数)

第 18 条 演習系科目は、原則として、実授業時間数の 3 分の 2 以上を出席した者に対して、成績評価を行う。

(留学中の履修)

第 18 条の 2 法学部学籍規則第 4 条に規定する留学の期間は、法学部専門科目を履修することはできない。ただし、本人の責めに帰さない事情により出国できない等やむを得ない理由がある場合に限り、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、これを履修することができるものとする。

(他学部専門科目、教職科目及び博物館科目の履修)

第 19 条 他学部専門科目並びに別表第 3 に定める教職科目及び博物館科目の修得単位は、あわせて 16 単位を限度に、枠内単位に算入できる。

(大学院開設科目の先行履修)

第 20 条 大学院法学研究科において開設される科目は、別に定めるところに従い、これを履修することができる。

2 修得した単位は、法学部の修得単位に算入しない。

第 4 章 単位の認定及び卒業

(履修した授業科目の単位認定方法)

第 21 条 授業科目の成績評価は、原則として、各学期末の所定の試験期に実施する試験による。ただし、通年科目については、前期試験期に中間試験を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっ

ては、前項に定める試験期とは別の日に試験を実施し、又はその一部若しくは全部をレポートの提出その他の方法によることができる。

3 成績は、100点満点法により、次の区分及び基準に応じて評価し、60点以上を合格とする。

AA（授業目標を大きく上回って達成できている）

：90点以上

A（授業目標を上回って達成できている）

：80点以上90点未満

B（授業目標を達成できている）

：70点以上80点未満

C（最低限の授業目標を達成できている）

：60点以上70点未満

F（最低限の授業目標を達成できていない）

：60点未満

4 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、合格又は不合格で評価することができる。

5 当該科目の履修を登録し、合格した者には、所定の単位を与える。

（GPA）

第22条 履修登録した科目については、その成績評価に応じて、次の区分に従い、グレードポイント（以下「GP」という。）を与える。

AA：4

A：3

B：2

C：1

F：0

2 次の算式に従い、グレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。

（当該科目のGP×当該科目の単位数）の総和÷履修登録した科目の単位数の総和

3 GPAの算出において、次に掲げる科目を除外するものとする。

（1）成績を合格又は不合格で評価する科目

（2）教職科目及び博物館科目（別表第3に定

める科目は除く）

（3）副専攻科目

（4）文学部・経済学部・商学部以外の学部が開設する科目

（5）第20条に定める大学院科目

（6）第25条及び第26条の規定により単位を認定した科目

（7）総合教養科目「日本国憲法」の単位数

（不正行為）

第23条 第21条の規定による試験（同条第2項に規定する成績評価方法及び次条に規定する追試験を含む。以下、本条において同じ。）において不正行為を行った場合には、教授会の議を経て、当該学期に履修している全部又は一部の科目の成績を無効とすることができる。

2 学生は、試験に際して、各試験期に掲示する注意事項等を遵守しなければならない。

3 試験での不正行為の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

（追試験）

第24条 病気（学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に罹患している疑いがある場合を含む。）、親族の死亡（2親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、交通機関の事故、裁判員裁判への参加その他のやむを得ない事由により、第21条第1項に定める試験期に実施する試験を受験できなかった場合には、願い出により、教授会の議を経て、追試験を認めることができる。

2 前項に定める追試験の願い出は、各試験期に指定する日までに、次の事由に応じて当該各号に定める書類を添付した追試験願の提出により行わなければならない。

（1）病気 医師の診断書

（2）親族の死亡 死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書等

（3）交通機関の事故 遅延証明書

(4) 裁判員（裁判員候補者を含む。）就任に伴う裁判への参加 裁判所からの呼出状等

(5) その他やむを得ない事由 その事実を証明できるもの

3 法学部専門科目以外の科目の追試験については、国際基幹教育機構または当該科目の授業を開設する部局の定めるところによる。

（留学先大学等で修得した単位の認定）

第25条 学則第32条及び第33条に規定する留学その他の事由により大学等（大学、国内の他の大学及び短期大学、外国の大学及び短期大学並びに学則第33条第1項に規定する大学以外の教育施設等を含む。以下本条及び第27条において同じ。）で修得した単位は、願い出により、教授会の議を経て、30単位を限度に、基幹教育科目、法学部専門科目又は他学部専門科目として修得したものとみなすことができる。ただし、基幹教育科目とみなすものについては、20単位を限度とする。

2 前項の願い出を行うに当たっては、当該単位修得後（留学にあっては留学期間終了後）の最初の履修登録期間中に、これを行うものとする。

（既修得単位の認定）

第26条 法学部に入学した学生（編入学生を除く。）が、入学前に大学等で修得した単位（通信制の大学等にあっては面接授業を含む科目に限る。）は、願い出により、教授会の議を経て、20単位を限度に、基幹教育科目として修得したものとみなすことができる。

2 編入学生が、入学前に大学等で修得した単位（通信制の大学等にあっては面接授業を含む科目に限らない。）は、願い出により、教授会の議を経て、39単位を限度に、基幹教育科目として修得したものとみなすことができる。

3 編入学生が、入学前に大学等で修得した法学または政治学の入門科目の単位は、願い出により、教授会の議を経て、4単位を限度に、法

学部専門科目として修得したものとみなすことができる。

4 編入学生が、入学前に大学等で修得した単位（第1項と同じ。）は、願い出により、教授会の議を経て、16単位を限度に、他学部専門科目として修得したものとみなすことができる。

5 編入学生が、入学前に大学の学部科目等履修生として修得した法学部専門科目の単位は、願い出により、教授会の議を経て、16単位を限度に、入学後に修得したものとみなすことができる。

6 第1項から第5項までの願い出を行うに当たっては、入学した年度の前期履修登録期間中に、これを行うものとする。

（卒業）

第27条 4年以上在学し、かつ、第8条ないし第10条及び第12条に規定する履修方法により、基幹教育科目を39単位以上、法学部専門科目を90単位以上、あわせて129単位以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学生にあっては、2年以上在学し、かつ、前条第2項ないし第5項により認定された単位を含め、基幹教育科目を39単位以上、法学部専門科目を90単位以上修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

3 卒業の時期は3月とする。ただし、別に定めるところにより、卒業の時期を9月とすることができる。この場合の卒業判定は、前年度までの修得単位及び当該年度前期開設科目（前期集中講義科目を除く。）の修得単位によって行う。

（早期卒業）

第28条 前条第1項の規定にかかわらず、3年以上在学し、かつ、第8条ないし第10条及び第12条に規定する履修方法により、基幹教育科目を39単位以上、法学部専門科目を90

単位以上、あわせて129単位以上を優秀な成績をもって修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

2 前条第3項の規定にかかわらず、前項に規定する卒業の時期は3月のみとする。

3 第1項に規定する卒業の認定の基準等は、別に定める。

附 則 (制定 令4. 3. 20)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (制定 令4. 12. 14)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (制定 令5. 2. 22)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (制定 令5. 11. 22)

この規則は、令和5年11月22日から施行する。

附 則 (制定 令6. 1. 31)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (制定 令7. 11. 25)

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(基幹教育科目に関する経過措置)

第2条 第3条第1項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、次に掲げるものの授業は30時間をもって1単位とする。

(1) 外国語科目

(2) 健康・スポーツ科学科目の実習

2 第7条第1項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、基幹教育科目は次に掲げる科目に区分する。

(1) 総合教養科目

(2) 初年次教育科目

(3) 情報リテラシー科目

(4) 外国語科目

(5) 健康・スポーツ科学科目

(6) 基礎教育科目

3 令和7年度以前に入学した者にあつては、

本則中「別表第1」とあるのは、「附則別表」と読み替えるものとする。

4 第8条第1項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、附則別表に定める総合教養科目から10単位、英語科目から6単位、初修外国語から6単位、初年次教育科目から2単位、情報リテラシー科目から2単位、健康・スポーツ科学科目から3単位、合計29単位を必修科目として修得しなければならない。このほか、総合教養科目又は附則別表に定める外国語科目9単位以上を選択必修科目として修得しなければならない。

5 令和7年度以前に入学した者にあつては、当該各号に定める単位数を限度として、前項に規定する単位に参入できる。

(1) 英語選択必修科目 4単位

(2) 初修外国語選択必修科目 4単位

(3) 単位互換科目 12単位

6 第9条第3項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者のうち初級履修免除を申請して認められた学生は、初修外国語6単位に替えて、当該外国語の「特修」から6単位を修得しなければならない。ただし、朝鮮語及びロシア語については、「特修」4単位、「中級1」及び「中級2」を修得しなければならない。

7 第10条の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、健康・スポーツ科学科目については、講義から2単位、実習から1単位以上を修得しなければならない。

(法学部専門科目の履修方法に関する経過措置)

第3条 第12条第2項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、枠内単位には専門演習により修得した4単位以上を含まなければならない。

(履修可能最低年次の変更に伴う経過措置)

第4条 商法第1部(総則・商行為)、商法第3部(金融)、民事訴訟法、経済法については、令和7年度に入学した者が2年次で履修することができる。

(科目の新設・廃止に伴う経過措置)

第5条 令和7年度以前に入学した者については次に掲げる履修条件を適用する。

(1) 租税法の単位を修得している場合、租税法1又は租税法2を履修することができない。

(2) 比較政治学の単位を修得している場合、比較政治学1又は比較政治学2を履修することができない。

(3) 国際政治の単位を修得している場合、国際政治1A又は国際政治2を履修することができない。

(4) 国際法の単位を修得している場合、国際法A又は国際法B(International Law B)を履修することができない。

(演習科目の再編に伴う経過措置)

第6条 第14条第4項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、専門演習及び演習論文の修得単位は、あわせて12単位を限度として枠内単位に参入できる。

2 令和7年度以前に入学した者が2年次で専門演習の単位を修得した場合は、その単位を法政2年次演習の単位として読み替える。

3 令和7年度以前に入学した者が専門演習及び演習論文の単位を12単位を超えて修得した場合は、12単位を超えて修得した分の単位を外国語演習の単位として最大12単位まで読み替える。

(卒業にかかる経過措置)

第7条 第27条第1項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、4年以上在学し、基幹教育科目を38単位以上、法学部専門科目を90単位以上、あわせて128単位以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。

第8条 第28条第1項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した者にあつては、3年以上在学し、基幹教育科目を38単位以上、法学部専門科目を90単位以上、あわせて128単位以上を優秀な成績をもって修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定す

るものとする。

附 則 (制定 令8. 1. 27)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

法学部生の履修できる基幹教育科目一覧表(令和7年度以前入学生)

総合教養科目	基礎	初年次教育 情報リテラシー 外国語科目 英語	初修	※初 い。	特例科目	日本	健康・スポ	実習	健康・スポーツ科学実習	1	1	必修
	主題					※外						
<p style="text-align: center;">この表は令和7年度以前入学生が確認する一覧表です。</p> <p style="text-align: center;">令和8年度入学のみなさんは別表第1を確認してください。</p>												

法学部生の履修できる基幹教育科目一覧表

科目区分		科目名	単位数	履修可能 最低年次	備考	
総合教養科目						
基礎科目	人文科学	(提供されるすべての科目)	2	1	「日本国憲法」「政治学入門」は卒業要件単位に算入しない	
	社会科学					
	自然科学					
	大阪学					
	主題科目					SDGs
	人間・都市・社会					
	歴史と文化					
キャリアデザイン科目	自然と情報					
数理・データサイエンス科目						
ゼミナール科目		初年次ゼミナール	1	1	必修	
		高年次ゼミナール	2	3		
		プロジェクト	2	1		
情報科目		情報リテラシー	2	1	選択必修	
		データエンジニアリング・AI基礎	2	1	選択必修	
外国語科目						
英語科目		University English 1A	2	1	必修	
		University English 1B	2	1	必修	
		University English 2A	2	1	必修	
		University English 2B	2	1	必修	
		University English 3A	2	2	必修	
		University English 3B	2	2	必修	
		上記以外の英語科目	2	1～		
初修外国語科目						
朝鮮語	朝鮮語基礎1		4	1	必修	
	朝鮮語基礎2		4	1	必修	
	朝鮮語応用1		2	1	必修	
	朝鮮語応用2		2	1	必修	
	特修・海外語学研修		2	1, 2		
中国語	中国語基礎1		4	1	必修	
	中国語基礎2		4	1	必修	
	中国語応用1		2	1	必修	
	中国語応用2		2	1	必修	
	特修・海外語学研修		2	1, 2		
ロシア語	ロシア語基礎1		4	1	必修	
	ロシア語基礎2		4	1	必修	
	ロシア語応用1		2	1	必修	
	ロシア語応用2		2	1	必修	
	特修・海外語学研修		2	1, 2		
ドイツ語	ドイツ語基礎1		4	1	必修	
	ドイツ語基礎2		4	1	必修	
	ドイツ語応用1		2	1	必修	
	ドイツ語応用2		2	1	必修	
	特修・海外語学研修		2	1, 2		
フランス語	フランス語基礎1		4	1	必修	
	フランス語基礎2		4	1	必修	
	フランス語応用1		2	1	必修	
	フランス語応用2		2	1	必修	
	特修・海外語学研修		2	1, 2		
※初級履修免除を申請して認められた学生は、初修外国語12単位に替えて、当該外国語の「特修」から12単位を修得しなければならない。ただし、朝鮮語及びロシア語については、「特修」8単位、「中級1」及び「中級2」を修得しなければならない。						
特例科目						
日本語科目		(提供されるすべての科目)	2	1		
※外国人留学生および日本語を母語としない学生は日本語科目を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定される。						
健康・スポーツ科学科目						
講義		健康・スポーツ科学概論	2	1	選択必修	
演習		健康・スポーツ科学演習	2	1	選択必修	

法学部専門科目一覧表

1 講義科目

	科目名	単位数	履修可能 最低年次
基礎法学	法 哲 学	4	2
	法 社 会 学	4	3
	日 本 法 制 史	4	2
	日 本 近 代 法 制 史	4	3
	東 洋 法 制 史	4	3
	西 洋 法 制 史	4	2
	ロ ー マ 法	4	3
	英 米 法	4	3
	ド イ ツ 法	4	3
	フ ラ ン ス 法	4	3
ア ジ ア 法 (中 国 法)	4	3	
公法	憲 法 1	4	2
	憲 法 2	2	2
	行 政 法 1	4	2
	行 政 法 2	4	3
	租 税 法 1	2	3
	租 税 法 2	2	3
	国 際 法 A	2	2
	国 際 法 B (International Law B)	2	2
	国 際 組 織 法	4	2
	国 際 経 済 法	2	3
	刑 法 第 1 部 (総 論)	4	2
	刑 法 第 2 部 (各 論)	4	2
	刑 事 訴 訟 法	4	2
刑 事 政 策	2	2	
私法	民 法 第 1 部 (総 則)	4	1
	民 法 第 2 部 (物 権)	4	3
	民 法 第 3 部 (債 権 総 論)	4	2
	民 法 第 4 部 (債 権 各 論)	4	2
	民 法 第 5 部 (親 族 ・ 相 続)	2	2
	商 法 第 1 部 (総 則 ・ 商 行 為)	2	3
	商 法 第 2 部 (会 社)	4	2
	商 法 第 3 部 (金 融)	2	3
	金 融 商 品 取 引 法	2	3
	民 事 訴 訟 法	4	3
	民 事 執 行 ・ 保 全 法	2	3
	倒 産 法	2	3
	国 際 私 法	2	3
	知 的 財 産 法	2	3
社会法	劳 働 法	4	3
	社 会 保 障 法	4	3
	経 済 法	2	3

	科目名	単位数	履修可能 最低年次
政治・行政学	政 治 学	4	2
	比 較 政 治 学 1	2	2
	比 較 政 治 学 2	2	2
	政 治 過 程 論	4	3
	政 治 学 史	4	2
	日 本 政 治 外 交 史	4	3
	欧 州 政 治 外 交 史	4	2
	国 際 政 治 1 A	2	2
	国 際 政 治 1 B	2	2
	国 際 政 治 2	2	3
行 政 学	4	2	
公 共 政 策 論	4	3	
共通	法 学 の 基 礎	2	1・編3※
	法 曹 実 務 入 門	2	1
	政 治 学 概 論	2	1・編3※
	法 学 政 治 学 計 量 分 析	2	3
	法 曹 発 展 科 目	2	3
	法 学 特 講	2	3
政 治 学 特 講	2	3	

2 演習系科目

法 政 2 年 次 演 習	2	2※
法 曹 養 成 基 礎 演 習	1	2
専 門 演 習	2	2
専 門 発 展 演 習	2	3
演 習 論 文	2	2

3 教科教育法科目

社会科・公民科教育法 1A	2	2
社会科・公民科教育法 2A	2	2
社会科(地歴分野)教育法 1A	2	2
社会科(地歴分野)教育法 2A	2	2

※あらかじめ履修年次を限定する科目

【別表第3】

教職科目

科目名	単位数
教育基礎論	2
発達・学習論	2
教育制度論	2

博物館科目

科目名	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2

法曹養成プログラムに関する規則

制 定 令 4 . 4 . 1

最近改正 令 8 . 1 . 2 7

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法学部履修規則第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、法曹養成プログラムに関し、必要な事項を定める。

(登録の願い出)

第 2 条 年度の終了時に本法学部に 2 年以上在学することが見込まれる学生（編入学生を除く。以下同じ。）は、法曹養成プログラムへの登録の願い出をすることができる。ただし、年度の終了時に本法学部に 4 年以上在学することが見込まれる学生は、この限りでない。

2 前項の願い出は、前項に定める在学期間が満了する前の指定の期日までに、指定の書式によって行わなければならない。

(登録の願い出の承認)

第 3 条 前条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出をした学生が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、教授会の議を経て、その願い出を認めることができる。

(1) 本法学部の在学期間が 2 年以上 4 年未満であること

(2) 前号の在学期間中に修得した単位数が 8 0 単位数以上であること

(3) 第 1 号の在学期間中に修得した法学部専門科目（他学部専門科目、教職科目及び博物館科目を除く。以下同じ。）の単位数のうち、法学部履修規則第 2 1 条の規定により定められた成績区分における A 又は A A の評価を得た授業科目の単位数の合計が 2 6 単位数以上であること

(定員)

第 4 条 前条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出を認めることができる学生の人数は、年度ごとに 2 0 名を上限とする。

(選考基準)

第 5 条 第 2 条の規定により法曹養成プログラムへの登録を願い出た学生の人数が前条に定める定員を超えたときは、次の各号に定めるところに従い、選考を行う。

(1) 法学部履修規則第 2 2 条の規定により算出された G P A の数値が高い学生を優先する。

(2) G P A の数値が同じときは、法学部履修規則第 2 1 条の規定により定められた成績区分における A 又は A A の評価を得た授業科目（法学部専門科目に限る。）の単位数が多い学生を優先する。

(登録の解除)

第 6 条 第 3 条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出が認められた学生（以下「法曹養成プログラム履修生」という。）がその願い出の取下げを申し出たときは、教授会の議を経て、その申し出を認めることができる。

(履修方法)

第 7 条 法曹養成プログラム履修生は、次の各号に掲げる科目群の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目群 4 6 単位

(2) 選択必修科目群 1 6 単位

2 前項各号に掲げる各科目群に属する科目は、別表のとおりとする。

(成績評価の方法)

第 8 条 前条第 1 項第 1 号に定める科目群に属する科目（専門演習を除く。）の成績評価の方法には、論文式試験を含まなければならない。

(法曹養成プログラムの修了)

第 9 条 法曹養成プログラム履修生が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、教授会

の議を経て、法曹養成プログラムの修了を認めることができる。

(1) 第7条に定める履修方法により、必要な単位数を修得したこと

(2) 法学部専門科目の修得単位数のうち、法学部履修規則第21条の規定により定められた成績区分におけるA又はAAの評価を得た授業科目の単位数の合計が48単位以上であること

(3) 法学部履修規則第27条又は28条の規定により、卒業の認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、在学年数が5年を超えるときは、この限りでない。

3 法学部長は、法曹養成プログラムを修了した学生に対して、修了証を授与する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令4. 7. 27)

この規則は、令和4年7月27日から施行する。

附 則 (改正 令6. 4. 24)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令7. 11. 25)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第7条第2項の規定にかかわらず、令和7年度以前に入学した学生にあたっては、各科目群に以下の科目を含む。

(1) 必修科目群 専門特別演習

(2) 選択必修科目群 国際法、比較政治学、国際政治

別表

科目群名	科目名
必修科目群	憲法1、憲法2 刑法第1部(総論)、刑法第2部(各論)、刑事訴訟法 民法第1部(総則)、民法第2部(物権)、民法第3部(債権総論)、民法第4部(債権各論)、商法第2部(会社)、民事訴訟法 専門演習
選択必修科目群	法哲学、法社会学、日本法制史、日本近代法制史、東洋法制史、西洋法制史、ローマ法 労働法、社会保障法、経済法、知的財産法 国際法A、国際法B(International law B)、国際組織法、国際経済法、国際私法、英米法、ドイツ法、フランス法、アジア法(中国法) 政治学、比較政治学1、比較政治学2、政治過程論、政治学史、日本政治外交史、欧州政治外交史、国際政治1A、国際政治1B、国際政治2、行政学、公共政策論

IV. 付録

1. 大阪公立大学法学会会則

制 定 昭 24.4.1
最近改正 令 4.2.8

(名 称)

第1条 本会は、大阪公立大学法学会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を大阪公立大学法学部におく。

(目 的)

第3条 本会は、法学・政治学に関する研究・教育及びその助成を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「法学雑誌」の発行
- (2) 「法学叢書」の編集
- (3) 研究会の開催
- (4) その他、評議員会において適当と認められた事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の者とする。

- (1) 正 会 員 法学研究科の専任教員及び特任教員
- (2) 名誉会員 下の各号に該当する者
 - ① 大阪市立大学法学部又は法学研究科の名誉教授
 - ② 法学研究科の名誉教授
 - ③ 本会に特別の寄与をした者であって評議員会が認めた者
- (3) 賛助会員 本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
- (4) 学生会員 法学部学生並びに法学研究科学生及び研究生
- (5) 特別会員 下の各号に該当する者で、入会を希望し、評議員会が認めた者
 - ① 法学研究科又は大阪市立大学法学部若しくは法学研究科の専任教員であった者
 - ② 法学部又は法学研究科の非常勤講師(基幹教育科目の法学・政治学関係科目の担当者を含む。)
 - ③ 法学研究科又は大阪市立大学法学研究科に在学した者で、法学・政治学関係の研究職、専門職にある者
 - ④ その他、前各号の規定に準じる者で正会員より推薦があった者

(評 議 員 会)

第6条 本会に評議員会をおく。

- (1) 評議員会は、正会員で構成する。但し、法学研究科の

特任教員は、この限りでない。

- (2) 評議員会は、随時会長がこれを招集する。
- (3) 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
- (4) 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (5) 評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

(役 員)

第7条 本会の会務を処理するため次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 編集・研究会委員 4名
- (3) 庶務委員 4名
- (4) 会計委員 1名
- (5) 会計監査委員 1名

2 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は2年とする。ただし、重任を防げない。

(事務担当者)

第8条 会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。

(会 費)

第9条 会員は、本会に、次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

- (1) 正 会 員 年額 16,800 円
- (2) 賛助会員 年額 法人 1口 30,000 円
個人 1口 30,000 円
- (3) 学生会員 年額 5,000 円
(入学時に標準年数分一括納入)
- (4) 特別会員 年額 5,000 円

(会 計 年 度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第11条 本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則 (略)

2. 教員名簿

○教員【研究科・学部】

研究科長・学部長	教 授	守矢 健一
(基礎法学)		
日本法制史	教 授	安竹 貴彦
英米法	教 授	勝田 卓也
ドイツ法	教 授	守矢 健一
アジア法	教 授	王 晨
(公法・社会法)		
憲法	教 授	高田 倫子
憲法	准教授	北村 幸也
行政法	准教授	佐藤 悠広
租税法	教 授	酒井 貴子
国際法	教 授	中井 愛子
国際経済法	准教授	山下 朋子
刑法	教 授	金澤 真理
刑法	教 授	岩崎 正
刑法	准教授	徳永 元
刑事訴訟法	准教授	松倉 治代
(私法)		
民法	教 授	森山 浩江
民法	教 授	坂口 甲
民法	教 授	古谷 貴之
民法	准教授	藤井 徳展
民法	准教授	石尾 智久
商法	教 授	小柿 徳武
商法	准教授	仲 卓真
民事訴訟法	教 授	鶴田 滋
民事訴訟法	准教授	覃 佳笛
(社会法)		
労働法	教 授	根本 到
社会保障法	准教授	川村 行論
経済法	教 授	和久井理子
(政治・行政学)		
政治学	教 授	永見 瑞木
比較政治学	教 授	稗田 健志
政治学史	教 授	宇羽野明子
欧州政治外交史	教 授	野田 昌吾
国際政治	教 授	永井 史男
行政学	教 授	手塚 洋輔

(実務家教員)

民事法	教授	安田 善紀
民事法	特任教授	原田 裕彦
民事法	特任教授	山本 健司
民事法	特任教授	溝渕 雅男
民事法	特任教授	塩見 卓也
民事法	特任教授	永田 貴久
刑事法	特任教授	高見 秀一
刑事法	特任教授	杉本 吉史

○非常勤講師

(学部)

法哲学	近藤 圭介	京都大学大学院法学研究科
法社会学	阿部 昌樹	大阪公立大学名誉教授
東洋法制史	中村 正人	金沢大学人間社会学域法学類
国際組織法	桐山 孝信	大阪公立大学名誉教授
民法第2部(物権)	金丸 義衡	甲南大学法学部
商法第1部(総則・商行為)	北村 雅史	関西大学法務研究科
金融商品取引法	梅本 剛正	甲南大学全学共通教育センター
金融商品取引法	林 英生	株式会社大阪取引所
金融商品取引法・法曹実務入門	池田 聡	中之島シティ法律事務所
国際私法	国友 明彦	大阪公立大学名誉教授
経済法	未定	
知的財産法	赤松 俊治	プログレ法律特許事務所
日本政治外交史	楠 綾子	国際日本文化研究センター
法曹実務入門	川上 博之	ゼラス法律事務所
法曹実務入門	田中 幸佑	中央総合法律事務所
法曹実務入門	安藤 良平	荒鹿法律事務所
法曹実務入門	富田 真平	きづがわ共同法律事務所
法曹実務入門	加納 淳子	第一法律事務所
法曹実務入門	松田 真紀	うるわ総合法律事務所
法曹実務入門	玉野まりこ	法律事務所つむぎ
法曹実務入門	仲岡しゅん	うるわ総合法律事務所
法曹実務入門・法曹養成基礎演習	高橋 幸平	梅田総合法律事務所
法曹実務入門	田渕 大介	田渕総合法律事務所
法曹実務入門	神田 洋一	シャープ株式会社
法学政治学計量分析	西 耕平	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程
政治学特講	滝田 豪	京都産業大学法学部
法曹養成基礎演習	金 容洙	弁護士法人いろは
法曹養成基礎演習	坂本 龍亮	明德法律事務所
法曹養成基礎演習	安福 亜希子	プログレ法律特許事務所
法政2年次演習	楊 建陽	

(研究科)

外国法研究	高田 篤	追手門学院大学法学部
国際政治研究	滝田 豪	京都産業大学法学部
人権の基礎理論・公法理論の展開	渡邊 賢	大阪公立大学名誉教授
行政活動と法・公法総合演習B	重本 達哉	同志社大学法科大学院

民法A	杉本 好央	龍谷大学法学部
民法C・民法理論の展開B	坂口 甲	慶応義塾大学法学部
公法理論の展開	松戸 浩	立教大学大学院法務研究科
民事訴訟法総合演習	高田 昌宏	早稲田大学大学院法務研究科
民法総合演習・中小企業向け法律相談	草尾 光一	草尾法律事務所
刑法第2部・刑事訴訟法総合演習	三島 聡	大阪公立大学名誉教授
刑事法理論の展開	川崎 英明	関西学院大学名誉教授
公法系訴訟実務の基礎	山下 侑士	共栄法律事務所
民事模擬裁判	市村 和也	谷四いちむら法律事務所
民事模擬裁判・中小企業向け法律相談	高橋 幸平	梅田総合法律事務所
中小企業向け法律相談	小原 正敏	きっかわ法律事務所
中小企業向け法律相談	辰田 昌弘	辰田法律事務所
中小企業向け法律相談	道上 達也	北門総合法律事務所
環境法	山本 紗知	大阪大学大学院法学研究科
消費者法	森貞 涼介	御池総合法律事務所
金融・保険法	石田 眞得	関西学院大学法学部
民事執行・保全法	仲田 哲	仲田哲法律事務所
国際財産法・国際家族法・国際民事手続法	国友 明彦	大阪公立大学名誉教授
法社会学・中小企業法	阿部 昌樹	大阪公立大学名誉教授
中小企業法	生熊 長幸	大阪市立大学名誉教授
中小企業法	白出 博之	名古屋経済大学
中小企業法	岡本 岳	岡本・豊永法律事務所
中小企業法	中原 茂樹	関西学院大学司法研究科
中小企業法	赫 高規	関西法律特許事務所
中小企業法	高橋 眞	大阪市立大学名誉教授

3. 教員の略歴と主要研究業績

紹介項目

略歴と主要研究業績

1. 略歴

- ① 出身地
- ② 出身大学・大学院
- ③ 職歴
- ④ 海外研究歴

2. 主要研究業績

安竹貴彦 教授

1. 略歴

- ①大阪府生まれ ②1986年大阪市立大学法学部卒業、1991年同大学法学研究科後期博士課程単位取得退学 3
- ③1991年同大学助教授、2002年同大学法学研究科教授

2. 主要研究業績

- ・『よくわかる日本法制史』(岩谷十郎・松園潤一朗・高田久実編)分担執筆(ミネルヴァ書房、2025)
- ・『青林書院 日本法制史』(浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編)分担執筆(2010)
- ・『大阪「断刑録」—明治初年の罪と罰』(牧英正法学部名誉教授との共著、阿吡社、2017)
- ・「紀州藩の生命刑と牢番頭—『国律』成立以前を中心に(「部落問題研究」201号、2012)
- ・「紀州藩の追放刑と牢番頭」(社団法人和歌山人権研究所「紀要」第4号、2013)
- ・「18世紀半ば～19世紀初めにおける大坂町奉行所の捜査・召捕とその補助者」(『近世大坂と被差別民社会』所収、清文堂、2015)
- ・「18世紀前半における紀州藩の広域捜査—牢番頭家文書からうかがう—」(『幕藩法の諸相』所収、汲古書院、2019)
- ・『諸吟味書』の世界—明治初年大阪府の断獄(『周縁的社会集団と近代』所収、清文堂出版、2023)

勝田卓也 教授

1. 略歴

- ①東京 ②1993年早稲田大学法学部卒業、1996年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了 ③1997年早稲田大学法学部助手、2002年本学助教授(2007年より准教授)、2012年本学教授 ④1999-2001年ヴァージニア大学ロー・スクール客員研究員

2. 主要研究業績

- 著書:
 - ・『アメリカ南部の法と連邦最高裁』1-301頁(有斐閣、2011)
- 論文:
 - ・「アメリカにおける刑事陪審裁判の減少は何を意味するのか?」法学雑誌 71 卷 3・4 号 1-40 頁(2025)
 - ・「マーシャルの予言:アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別」法学雑誌 70 卷 1 号 1-51 頁(2023)

- ・「銃規制違憲判決に見る法の支配の危機」ジュリスト1579号 110-115 頁(2022)
- ・「暴力と反動のアメリカ法」『現代思想』48 卷 13 号 285-291 頁(2020年10月臨時増刊号)
- ・「マーベリ判決の神話」法學新報 119 卷 9・10 号 149-199 頁(2013)

守矢健一 教授

1. 略歴

- ①東京都生まれ ②1993年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程(基礎法学)修了、1997年同大学院法学政治学課程中退 ③1997年4月大阪市立大学法学部助教授 2008年4月同教授 ④1994年1月より1996年9月まで、ドイツのフランクフルトにある Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて研究、2003年法学博士号を取得(フランクフルト大学法学部)、2006年ドイツ連邦共和国より功勞勲章功勞十字小綬章を受ける。2009年8月より同年10月まで、Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて、フンボルト財団奨学生として在外研究。その後、2009年11月より2010年9月まで、ゲーテ大学(フランクフルト)において、2022年5月より8月までチューリヒ大学(スイス・チューリヒ)において、客員教授として、近代法史(ヨーロッパおよび日本)の研究と教育に従事した。2015年5月にはパリ・フランスの EHESS において、招聘研究員として研究と教育に従事した。

2. 主要研究業績

- 著書:
 - ・Savignys Gedanke im Recht des Besitzes. Studien zur europäischen Rechtsgeschichte 164. Savignyana 6. Frankfurt am Main: Klostermann 2003. XII + 262 S. (これには、ドイツで2本、フランスで1本、日本で1本の書評がある。一部がロシア語に翻訳されている。)
- 共著:
 - ・『ドイツ法入門』(改訂第9版 2018年、有斐閣) 村上淳一=守矢健一/ハンス・ペーター・マルチュケ
- 共編著:
 - ・「法発展における法ドグマーティクの意義——日独シンポジウム」(2011年、信山社)(松本博之、野田昌吾と共編著)
 - ・「グローバル化と社会国家原則——日独シンポジウム」(2015年、信山社)(高田昌宏、野田昌吾と共編著)
 - ・「法における伝統と革新——日独シンポジウム」(2020年、信山社)(高田昌宏、野田昌吾と共編著)
 - ・故・石部雅亮氏が創刊した雑誌『法の思想と歴史』を第4号から大中有信氏(民法・教授・同志社大学)と共に編集刊行している(最新号は第5号として2025年10月に刊行された)。
- 論文:
 - ・「古典的な法源解釈の輪郭」民商法雑誌第160巻第3号(2024)、382-414頁所収。
 - ・書評論文だが、Neumeier, Christian, Kompetenzen. Zur Entstehung des deutschen öffentlichen Rechts, 2022, in: ZRGG 141 (2024), 592-600.
 - ・厳密には論文ではないが「ドイツ法」の前任者を追悼した文

章「未完への衝動:石部雅亮氏追悼」法制史研究 74(2024、但し公表は 2025)437-446 頁所収、がある。

そのほか、Savigny 研究、裁判イメージの研究、学問の自由論の仕事がある。現在は、1900 年前後の nexum 論についての学説史を追っている。

翻訳(一つだけ挙げる):

・ロルフ・シュテュルナー「古典的自由主義と現代民事訴訟」民商法雑誌 148 巻(2013)、1-33 頁所収。

王 晨 教授

1. 略歴

①中国浙江省臨海市生まれ ②京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士課程単位取得退学 ③京都大学法学部助手を経て、1993 年より大阪市立大学法学部助教授、1996 年京都大学博士(法学)学位取得、2002 年大阪市立大学法学部教授 ④1999 年～2000 年、バークレー大学で在外研究

2. 主要研究業績

主著:

・『社会主義市場経済と中国契約法』(単著 有斐閣 1999 年)

・『グローバル化のなかの現代中国法』(共著 成文堂 2003 年)

・『市場社会の変容と金融・財産法』(共著 成文堂 2009 年)

・『要説中国法』(共著 東京大学出版会 2017 年)

・『東亜侵権法示範法法理闡釈』(共著 北京大学出版社 2018 年)

主論文:

・「中国契約法典制定過程から見た自由と正義」法学雑誌48 巻4号(2002 年)

・「現代中国における『物権』の再発見」法学雑誌51 巻4号(2005 年)

・「中国民法の規制対象及び基本原則について」JCA ジャーナル 56 巻 7 号(2009 年)

・「中国不法行為責任法典の現代化」JCA ジャーナル第57 巻5号(2010 年)

・「現代中国における人格権法の復興」JCA ジャーナル第58 巻 9 号(2011 年)

・「中国民法典の編成をめぐる論争」JCA ジャーナル第59 巻 7 号(2012 年)

・「中国法における医療損害責任」法学雑誌 60 巻 3・4 号(2014 年)

・「中国における約款の規制」JCA ジャーナル第 61 巻 11 号(2014 年)

・「インターネット上の人格権侵害とネットワークサービス提供者の責任」JCA ジャーナル第 62 巻 7 号(2015 年)

・「中国民法総則における訴訟時効制度の整備」JCA ジャーナル第 64 巻 9 号(2017 年)

・「中国医療訴訟における医療損害責任法の展開」JCA ジャーナル第 65 巻 11 号(2018 年)

翻訳と解説:

・「中華人民共和国民法典 第一編 総則」法学雑誌第68 巻 4 号(2022 年)

・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(1)」法学雑誌第69 巻 1 号(2022 年)

・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(2)」法学雑誌第69 巻 2 号(2022 年)

・「中華人民共和国個人情報保護法」法学雑誌第 69 巻 3・4 号(2023 年)

・「中華人民共和国民法典 第三編 契約(1)」法学雑誌第70 巻 3・4 号(2024 年)

・「中華人民共和国民法典 第三編 契約(2)」法学雑誌第71 巻 2 号(2024 年)

・「中華人民共和国民法典 第三編 契約(3)」法学雑誌第71 巻 3・4 号(2025 年)

高 田 倫 子 教授

1. 略歴

①茨城県生まれ、大阪府堺市出身 ②2005 年大阪大学法学部卒業、2007 年大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2013 年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了〔博士(法学)〕 ③2013 年～2014 年大阪大学大学院法学研究科助教、2014 年～2018 年中京大学法学部准教授、2018 年～2022 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022 年～2024 年大阪公立大学大学院法学研究科准教授、2024 年～大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④2009 年～2011 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(DAAD 奨学生)、2018 年～2019 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(フンボルト財団奨学生)

2. 主要研究業績

主論文:

・「制裁的公表に対する権利保護」行政法研究 45 号(2022 年)

・「行政訴訟における事実認定の審査とその限界(1)～(2・完)」法学雑誌 68 巻 3 号 324-347 頁(2021 年)、同 69 巻 2 号 248-266 頁(2022 年)

・「処分違憲論再考ーその課題と発展可能性」有斐閣 Online (2023 年)

・「比例原則による制定法の修正についてー羈束決定に比例原則を適用したドイツの判例を素材としてー」法学雑誌 70 巻 3・4 号(2024 年)

・「行政権の基本権への拘束」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツ基本権裁判の展開』(信山社、2025 年)

北 村 幸 也 准教授

1. 略歴

①大阪府堺市生まれ ②2010 年大阪大学法学部法学科卒業、2012 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)専門職学位課程修了(同年司法試験合格)、2016 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程

修了 ③2016 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2017 年京都工芸繊維大学基盤科学系助教、2023 年同准教授、2024 年より大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・『裁判と法律のあいだ——ドイツ憲法の視角から——』(成文堂、2020 年)

主論文:

・「法解釈における「立法者意思」と立法資料——ドイツ法の現状分析と日独比較」京都工芸繊維大学学術報告書 15 巻(2023 年)47-76 頁

・「現代ドイツの「密かな革命」? ——法解釈方法論の憲法的意義をめぐって」文明と哲学 10 号(2018 年)217-233 頁

佐藤悠広 准教授

1. 略歴

①青森県生まれ、宮城県育ち ②2018 年京都大学法学部卒業、2020 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了、2024 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了 ③2024 年京都大学大学院法学研究科特定助教 ④なし

2. 主要研究業績

論文

・「開発許可の条件と地目の認定」(最判平成 31 年 4 月 9 日判時 2423 号 17 頁の判例評釈)行政法研究 38 号 139 頁(2021 年)

・「行政行為の附款論」(博士論文)未公表

酒井貴子 教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②1995 年横浜市立大学卒業、1996 年京都大学大学院修士課程修了、2007 年京都大学大学院博士後期課程修了 ③2002 年京都大学大学院研究助手、2003 年大阪府立大学専任講師、2007 年大阪府立大学准教授、2018 年大阪府立大学教授 ④2012 年アメリカ合衆国ニューヨーククロススクール在外研究

2. 主要研究業績

主著:

・『法人課税における租税属性の研究』(成文堂、2011 年)。

・『法人税法の討究』(共著)(成文堂、2025 年)。

・『租税法(第 5 版)』(共著)(有斐閣、2025 年)。

主論文:

・「持株会社と EU 付加価値税—欧州司法裁判所先決裁定を素材として」法學研究 98 巻 1 号 462 頁(2025 年)。

・「アメリカ州売上税等における近年の動向」租税研究 896 号 50 頁(2024 年)

・「近時における消費税法の改正と課題—軽減税率と適格請求書等保存方式を中心に」租税法研究 49 号 21 頁(2021 年)。

・「オーストラリア所得税法における一般的租税回避否認規定」税法学 577 号 99 頁(2017 年)。

・「法人グループの持株要件とその課税問題—「みせかけ連結」を素材として」税法学 566 号 207 頁(2011 年)。

中井愛子 教授

1. 略歴

①広島県生まれ ②1998 年中央大学法学部卒業、2017 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程後期課程修了 ③2017 年外務省経済局国際経済紛争処理室、京都大学特定助教 ④2002 年-2003 年フランス共和国ストラスブール大学大学院、2003-2004 年フランス共和国パリ第 I 大学大学院、2004-2006 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学大学院留学

2. 主要研究業績

主要著書

・『国際法の誕生—ヨーロッパ国際法からの転換』(京都大学出版会、2020 年)

・江島晶子編『グローバルな立憲主義と憲法学』講座 立憲主義と憲法学、第 6 巻(信山社、2024 年)、担当部分第 3 章

・伊藤洋一編著『裁判官対話: 国際化する司法の協働と攻防』(日本評論社 2023 年)、担当部分第 8 章[18][19]

・Guerrero, J. C., ed., *Perspectivas multidisciplinares sobre la Argentina contemporánea* (Universidad Nacional de Córdoba, 2019)、担当部分第 2 章

主論文:

・“Role of Domestic Courts in International Law: How Does International Law Explain Their Role in the Dialogue des Juges?”, *Soochow Law Journal*, 21(1-2), 57-93 (2024)

・「米州の国家承認・政府承認ドクトリン: 10 ドクトリン, 3 条約, 2 条約草案, 4 決議からの考察」、『法学新報』、第 128 巻 10 号、pp.459-484、2022 年

・「南米の批判的国際法学—欧州普遍主義と脱植民地化後の国際法」、世界法学会編、『世界法年報』、第 40 巻、pp.47-76、2021 年

・「外交的庇護をめぐる法的論点と展望」、国際法学会編、『国際法外交雑誌』、第 117 巻 2 号、pp.164-193、2018 年

山下朋子 准教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②2007 年神戸大学法学部卒業、2009 年神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了、2012 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学国際法上級修士課程修了、2015 年神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了・博士(法学) ③2014 年~2017 年(独)日本学術振興会特別研究員 PD、2017 年愛知県立大学外国語学部国際関係学科専任講師、2019 年同准教授、2025 年より現職 ④2011 年~2013 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学法学部留学

2. 主要研究業績

- ・「国家責任法における割合的減責論—投資家の「不当な行為」が投資受入国の責任評価に与える影響—」『国際法外交雑誌』123巻2号(2024年)167-199頁。
- ・“Investors in the Formation of Customary International Law,” In S. Droubi and J. d’Aspremont (eds), *International Organizations, Non-State Actors, and the Formation of Customary International Law*, Melland Schill Perspectives on International Law (Manchester University Press, 2020), pp. 382-403.
- ・「外交的保護における個人の国籍の実効性—重国籍者、長期居住外国人、難民に関する事例の検討から—」浅田 正彦・桐山 孝信・徳川 信治・西村 智朗・樋口 一彦 (編)『現代国際法の潮流: 坂元茂樹・薬師寺公夫両先生古稀記念論集』(信山社、2020年)317-338頁。
- ・「WTO 紛争解決手続と投資協定仲裁の手続的・規範的競合一国内国民待遇原則に着目して—」『フィナンシャル・レビュー』通巻第140巻(2019年)146-164頁。
- ・「投資条約仲裁における国内的救済完了原則の適用例外—無益性の抗弁—」『国際法外交雑誌』117巻1号(2018年)158-180頁。
- ・“Denizenship as a Basis for Compulsory Diplomatic Protection: Does Residence Security as a Human Right Restrict State Sovereignty?,” in Ekaterina Yahyaoui Krivenko (ed.), *Human Rights and Power in Times of Globalisation* (Brill Nijhoff, 2018), pp. 135-169.
- ・“Responsibility to Protect as a Basis for ‘Judicial’ Humanitarian Intervention,” in Richard Barnes and Vassilis Tzevelekos (eds), *Beyond Responsibility to Protect: Generating Change in International Law* (Intersentia, 2016), pp. 367-392.
- ・「外交的保護制度の理論と実際」神戸大学博士学位論文(2015年)

金澤真理 教授

1. 略歴

- ①奈良県生まれ、大阪府出身 ②1990年東北大学法学部卒業、1998年東北大学法学研究科後期博士課程修了 ③1998年山形大学講師、1999年同助教授、2010年大阪市立大学教授、2021年大阪市立大学副学長(～2022年まで)、2022年大阪公立大学副学長(～2025年まで) ④2003年～2004年ドイツ・フライブルク大学刑法法理論研究所客員研究員

2. 主要研究業績

- 著書:
 - ・『中止未遂の本質』(成文堂、2006年)(単著)
 - ・『検証・自動車運転死傷行為等処罰法』(日本評論社、2020年)(分担執筆)
 - ・『再犯防止から社会参加へ』(日本評論社、2021年)(共著)
 - ・『新・コンメンタール刑法〔第2版〕』(日本評論社、2021年)(共編著)
 - ・『<市民>と刑事法〔第5版〕』(日本評論社、2022年)(分担執筆)
 - ・『刑事政策へのいざない』(日本評論社、2025年)(共著)

論文:

- ・「結合犯とその未遂」大阪市立大学法学雑誌 64巻4号(2019年)28-48頁
- ・「日本における未遂論の発展」高田昌宏、野田昌吾、守矢健一編『法における伝統と革新』(信山社、2020年)295-311頁
- ・「不作為による犯人隠避と職務における処罰妨害」大阪市立大学法学雑誌 67巻1号(2021年)1-33頁
- ・「強制わいせつ罪における行為の性的な意味について」高橋則夫先生古稀祝賀論文集下巻(成文堂、2022年)267-281頁
- ・「自由刑受刑者への処遇の義務づけ」土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集(現代人文社、2022年)54-68頁
- ・「刑事司法の『アウトサイダー』と刑法の断片性」法律時報 96巻3号(2024年)46-50頁
- ・「受刑者の外部交通」石塚伸一先生・赤池一将先生古稀祝賀論文集(現代人文社、2025年)200-213頁

徳永元 准教授

1. 略歴

- ①熊本県生まれ ②2011年九州大学法学部卒業、2016年九州大学大学院法学府法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2016年九州大学大学院法学研究院助教

2. 主要研究業績

- ・「責任主義における期待可能性論の意義について(一)～(三)」九大法学 107号(2013年)1-54頁、同108号(2014年)1-60頁、同109号(2014年)1-59頁
- ・「責任主義に関する一考察——フランス刑法における限定責任能力の展開を素材として——」法学雑誌 64巻4号(2019年)931-970頁
- ・「高齢犯罪者・受刑者と刑法解釈学」金澤真理・安田恵美・高橋康史編『再犯防止から社会参加へ ヴァルネラビリティから捉える高齢犯罪者』(日本評論社、2021年)67-94頁
- ・「過剰防衛における責任減少——過剰防衛論の再検討——」法学雑誌 68巻4号(2022年)421-451頁
- ・「責任概念における応答の意義」法学雑誌 70巻2号(2023)96-124頁

松倉治代 准教授

1. 略歴

- ①愛知県出身 ②2006年立命館大学法学部卒業、2012年立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了 ③2009年～2011年(独)日本学術振興会特別研究員 DC2、2010年～2014年近畿大学通信教育部非常勤講師、2012年4月～同年6月立命館大学衣笠総合研究機構ポスドクトラルフェロー

2. 主要研究業績

- ・葛野尋之＝中川孝博＝淵野貴生編『判例学習刑事訴訟法(第3版)』(法律文化社)

・「身分秘匿捜査と自己負罪からの自由 欧州人権裁判所アラン事件判決の意義」大出良知先生・高田昭正先生・川崎英明先生・白取祐司先生古稀記念論文集(2020年)
・「最新刑事判例を読む(8)最一小判平 30・5・10」季刊刑事弁護 98号(2019年)123~127頁
・「憲法 38 条 1 項の保護対象は『供述』に限られるか——ドイツにおける呼気検査制度をめぐる議論を検討素材として」立命館法学 375=376号(2018年)396~421頁
・「刑事手続における Nemo tenetur 原則(1)~(4・完)——ドイツにおける展開を中心として」立命館法学 335号(2011年)138~282頁、336号168~262頁、337号77~172頁、338号186~276頁。

根本到 教授

1. 略歴

①茨城県取手市生まれ ②1990年早稲田大学法学部卒業、1998年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、2007年博士(法学) ③1998年4月より神戸商船大学専任講師あるいは助教授、2003年10月より神戸大学助教授、2008年より現職 ④2001~2003年ドイツ・ボフム大学で在外研究

2. 主要研究業績

・『労働法Ⅱ——個別的労働関係法(第3版)』(法律文化社)(共著)、2018年
・『労働契約と法』(共著)、2011年
・『労働法Ⅰ——集团的労働関係法と雇用保障法』(法律文化社)(共著)、2012年
・『債権法改正と労働法』(商事法務)(共著)、2012年
・「組織再編をめぐる法的問題」『事業再構築における労働法の役割』(中央経済社)、2013年
・『日韓比較労働法2 雇用終了と労働基本権』(旬報社)、2014年

川村行論 准教授

1. 略歴

①青森県生まれ ②2010年東京大学法学部第一類(私法コース)卒業、2012年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了、2015年北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了・博士(法学) ③2015年北海道大学大学院法学研究科助教、2016年北海道大学高等教育推進機構助教(兼任)、2017年北海道大学大学院法学研究科高等法政教育研究センター協力研究員、2019年大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

論文:

・「イギリス企業年金法制における受託者責任(1)-(3)・未完」北大法学論集 67巻3号493-566頁(2016年)、同67巻4号1017-1105頁(2016年)、同67巻5号1491-1558頁(2017年)
・「受託者責任と年金財産の回復」日本年金学会誌第36号

27-36頁(2017年)

・「企業年金制度における『受託者責任』—イギリス法からの示唆—」社会保障法第33号173-186頁(2018年)
・「イギリス企業年金法制における受託者責任」比較法研究第80号(2019年1月)

和久井理子 教授

1. 略歴

①愛知県生まれ ②1993年3月京都大学法学部卒業、1998年3月京都大学大学院法学研究科修士課程修了、2000年3月京都大学大学院法学研究科博士後期課程中退 ③1993年4月-1995年3月シャープ株式会社法務本部知的財産権センター・ライセンス部勤務、2000年4月-2010年3月大阪市立大学准教授、2010年4月-2015年3月大阪市立大学特別研究員、2012年4月-2016年3月立教大学特任教授、2015年4月-2019年3月大阪市立大学特任教授、2019年4月-2026年3月京都大学教授 ④2002年10月-2003年9月ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)客員研究員、2003年10月-2004年9月ロンドン大学クイーン・メアリー校客員研究員、2021年9月-現在 ニューカッスル大学(英国)客員教授

2. 主要研究業績

主要著書:

・和久井理子『技術標準をめぐる法システム—企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯』(商事法務、2010年9月)
・川瀆昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子『ベーシック経済法第5版』(有斐閣 2020年3月)
・Thomas Weck & Masako Wakui, Comparative Competition Law (World Scientific Publishing Company, Singapore 2023年12月4日)

主要論文:

・Masako Wakui, Extraterritoriality in Japanese Competition Law: Reaching Foreign Entities in the Face of Changing Global Norms, In Nuno Cunha Rodrigues (ed) Extraterritoriality of EU Economic Law (Springer) pp. 59-74 (2021), Masako Wakui, Corruption and Conflicts of Interest in the Pharmaceutical Market: Regulation of Pharmaceutical Companies' Gift-giving Practices, In Negishi Akira and others (eds), Competition Law and Policy in the Japanese Pharmaceutical Sector (Springer) pp. 69-87 (2022),
・和久井理子「経済法・独占禁止法における消費者」現代消費者法 60巻125-133頁(2023)
・和久井理子「デジタル・プラットフォームによる「市場の組織化」と経済法」NBL1248号10-16頁(2023)
・和久井理子「報道機関とデジタルプラットフォーム—独占禁止法・公正取引委員会の役割と限界、今後の展開」法律時報 96巻5号45-50頁(2024)

森山浩江 教授

1. 略歴

①福岡県生まれ ②1990年九州大学法学部卒業、1995年

九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学
③1995年龍谷大学助教授、2008年同教授、2010年大阪市立大学教授、2022年大阪公立大学教授 ④1992年-1993年フランスボルドー第1大学留学、2000年-2001年フランスパリ第2大学客員研究員

2. 主要研究業績

著書:

- ・『判例にみるフランス民法の軌跡』(共編著)(法律文化社、2012年)
- ・『生と死の民法学』(共編著)(成文堂、2022年)
- ・『新注釈民法(13)I 債権(6)』(共同執筆、「使用貸借」担当)(有斐閣、2024年)

論文:

- ・「離婚の成立」大村敦志・河上正二・窪田充見・水野紀子編『比較家族法研究—離婚・親子・親権を中心に』(商事法務、2012年)57頁
- ・「婚姻への公的介入」(法律時報 90 卷 11 号 18 頁、2018年)
- ・「債権法改正における使用貸借の諾成化をめぐって」(法学雑誌 66 卷 1=2 号 41 頁、2020年)
- ・「貞操義務に関する一考察——devoir de fidélité と法・非法の関係をめぐって」潮見佳男先生追悼論文集(家族法)刊行委員会編『家族法学の現在と未来』(信山社、2024年)19頁
- ・「使用貸借における無償性と利他性——フランス契約各則改正草案における prêt intéressé を素材として」吉井啓子ほか編『民法学における伝統と変革——金山直樹先生古稀記念論集』(日本評論社、2025年)372頁

坂口甲 教授

1. 略歴

①神奈川県生まれ ②2003年学習院大学法学部法学科卒業、2005年学習院大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2008年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了博士(法学) ③2008年神戸市外国語大学外国語学部専任講師、2011年神戸市外国語大学外国語学部准教授、2013年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④2016年3月-2018年3月ドイツ・ボン大学において在外研究

2. 主要研究業績

著書:

- ・『履行不能法の形成と発展』(大阪公立大学法学叢書 66 号、有斐閣、2024年)

論文:

- ・「請負契約における請負人の報酬債権の履行期(1)(2・完)——学説および改正民法の検討」法学雑誌 65 卷 1=2 号 272-242 頁、65 卷 3=4 号 710-668 頁(2019年)
- ・「請負契約における注文者の材料または指図による契約(1)(2・完)——裁判例の整理と検討」法学雑誌 66 卷 1=2 号 261-226 頁、66 卷 3=4 号 762-722 頁(2020年)
- ・「債権の準共有と共同債権に関する序論的考察」潮見佳男先生追悼『財産法学の現在と未来』(有斐閣、2024年)283-

300 頁

古谷貴之 教授

1. 略歴

①島根県生まれ ②2005年京都学園大学卒業、2007年同志社大学大学院法学研究科修士課程修了③2010年神戸大学法学研究科特命講師、2013年京都産業大学助教、2016年同大学准教授、2023年同大学教授 ④2017年-2018年ドイツ・マックスプランク外国私法・国際私法研究所留学

2. 主要研究業績

主著:

- ・古谷貴之『民法改正と売買における契約不適合給付』(法律文化社、2020年)

主論文:

- ・古谷貴之「物品の売買契約に関する新たな EU 指令の分析」産大法学 54 卷 1 号 127-155 頁(2020年)
- ・古谷貴之「ドイツ瑕疵担保法の改革(1)—EU 物品売買指令の国内法化」産大法学 55 卷 3=4 号(2022年)209-239 頁
- ・古谷貴之「行動ターゲティング広告と民事法」消費者法研究 14 号(2023年)57-80 頁
- ・古谷貴之「循環型経済と売買における契約不適合給付」産大法学 57 卷 3=4 号 193-249 頁(2024年)
- ・古谷貴之「AI と契約」現代消費者法 68 号 32-41 頁(2025年)

藤井徳展 准教授

1. 略歴

①広島県 ②1999年京都大学法学部卒業、2004年京都大学大学院博士後期課程単位取得退学 ③2004年大阪市立大学助教授、2007年大阪市立大学准教授 ④2018年9月から2020年9月まで、ドイツ・ヴュルツブルク大学法学部にて在外研究

2. 主要研究業績

著書:

- ・手嶋豊ほか著(共著)『債権総論(リーガルクエスト民法:3)』(有斐閣・2022年)

- ・小山泰史ほか著(共著)『物権・担保物権法(新ハイブリッド民法:2)』(法律文化社・第2版・2023年)

- ・潮見佳男ほか編(共著)『詳解改正民法』(商事法務・2018年)

- ・潮見佳男ほか編(共著)『概説国際物品売買条約』(法律文化社・2010年)

論文:

- ・「将来債権の包括的譲渡の有効性——ドイツにおける状況を中心に——(一)(二・完)」民商法雑誌 127 卷 1 号、127 卷 2 号(2002年)

- ・「ヨーロッパ契約法原則(PECL)における債権譲渡法制——債権譲渡による資金調達という観点を中心に据えて

——(一)・未完』法学雑誌 53 卷 4 号(2007 年)

- ・「債権譲渡登記を用いた担保取得をめぐる諸問題」佐藤歳二ほか編『新担保・執行法講座』(民事法研究会・2009 年)
- ・「ドイツ法における債権の譲渡担保の効力と、その法的諸問題」池田真朗ほか編『動産債権担保——比較法のマトリクス』(商事法務・2015 年)

翻訳:

- ・(共訳)「ヨーロッパ契約法原則(PECL)」潮見佳男ほか編『ヨーロッパ私法の動向と課題』(日本評論社・2003 年)
 - ・オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編(潮見佳男ほか監訳[共訳])『ヨーロッパ契約法原則 I・II』(法律文化社・2006 年)
 - ・オーレ・ランドー／エリック・クライフほか編(潮見佳男ほか監訳[共訳])『ヨーロッパ契約法原則 III』(法律文化社・2008 年)
- 日独シンポジウム:
- ・第 8 回(2012 年)開催
 - ・(論文)「動産と債権の包括的な担保化による資金調達と、その法的課題」、(翻訳)ロルフ・シュテュルナー「債権譲渡によるリファイナンスと債務者の保護」——(日本語版論文集)高田昌宏ほか編『グローバル化と社会国家原則』(信山社・2015 年)、(ドイツ語版論文集) Rolf Stürner/Alexander Bruns(Hrsg.), Globalisierung und Sozialstaatsprinzip: Ein japanisch-deutsches Symposium, 2014

石尾 智久 准教授

1. 略歴

- ①大阪府生まれ ②2014 年 3 月同志社大学法学部卒業、2016 年 3 月慶應義塾大学法学研究科修士課程民事法学専攻修了、2020 年 3 月慶應義塾大学法学研究科後期博士課程民事法学専攻単位取得満期退学 ③2020 年 4 月金沢大学法学類専任講師、2024 年 2 月同大学准教授

2. 主要研究業績

- ・石尾智久「同意の撤回に関する基礎的考察——フランス法における同意の撤回をめぐる議論との比較——」吉井啓子＝馬場圭太＝山城一真＝石尾智久編著『民法学における伝統と変革——金山直樹先生古稀記念論集』(日本評論社、2025 年)284-306 頁
- ・石尾智久「健康データの利用とその法制度——ヘルス・データ・ハブと遠隔医療の発展——」山本龍彦ほか編『個人データ保護のグローバル・マップ』(弘文堂、2024 年)318-331 頁
- ・石尾智久「ツイッター上の『いいね』による名誉感情の侵害(東京高判令 4・10・20)」私法判例リマックス 69 号(2024 年)50-53 頁
- ・石尾智久「高齢者と不法行為——自律的主体としての高齢者と保護を要請する主体としての高齢者——」NBL1224 号(2022 年)20-26 頁
- ・石尾智久「フランス消費法典におけるデジタル・プラットフォーム事業者の情報開示義務」消費者法研究 10 号(2021 年)139-170 頁

小 柿 徳 武 教授

1. 略歴

- ①京都府京都市生まれ ②1991 年京都大学法学部卒業、1999 年同大学院法学研究科博士課程研究指導認定退学 ③1991 年～1994 年富士写真フイルム株式会社、1999 年龍谷大学法学部助教授、2003 年大阪市立大学大学院法学研究科助教授等を経て、2010 年より現職

2. 主要研究業績

論文:

- ・「監査役・会計監査人制度」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』70～82 頁(法律文化社、2014 年)
- ・「再選択をする会社法」中東正文＝松井秀征編『会社法の選択』943～989 頁(商事法務、2010 年)
- ・「内部統制に関する外部報告制度」龍谷法学 35 卷 4 号 368～401 頁(2003 年)
- ・「コンプライアンス・プログラムの位置づけと監査・監督」武久征治＝辻本勲男編『リスク管理と企業法務—実務と理論からのアプローチ』143～161 頁(法律文化社、2002 年)
- ・「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス(一)(二・完)」民商法雑誌 117 卷 254～276 頁・3 号 388～413 頁(1997 年)

仲 卓 真 准教授

1. 略歴

- ①京都府生まれ ②2013 年京都大学法学部卒業、2015 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了(法務博士(専門職))、2018 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2018 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2020 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

- ・『準共有株式についての権利の行使に関する規律——事業承継の場面を中心に』(商事法務、2019 年)

主論文:

- ・「譲渡制限株式の売買価格決定における『売買価格』の解釈」民商法雑誌 159 卷 6 号(2024 年)38-76 頁
- ・「営業譲渡・事業譲渡における不正の競争の目的による競争の禁止の再定位——商法 16 条 3 項・会社法 21 条 3 項の現代的意義——」立命館法学 405・406 号(2023 年)471-507 頁
- ・「同族会社に関する基礎的考察」川瀨昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』(商事法務、2021 年)1-39 頁
- ・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(2・完)」民商法雑誌 155 卷 2 号(2019 年)229-261 頁
- ・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(1)」民商法雑誌 155 卷 1 号(2019 年)109-128 頁

鶴田 滋 教授

1. 略歴

①熊本県生まれ ②1995年九州大学法学部卒業、2004年大阪市立大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、2008年大阪市立大学より博士(法学)を取得 ③2005年福岡大学法学部講師、2008年九州大学大学院法学研究科准教授、2015年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④なし

2. 主要研究業績

単著:

- 『『必要的共同訴訟の研究』(2020年、有斐閣)
- 『『共有者の共同訴訟の必要性 歴史的・比較法的考察』(2009年、有斐閣)

共著:

- ・名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲著『事例で考える民事訴訟法』(2021年、有斐閣)
- ・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『ゼミナール民事訴訟法』(2020年、日本評論社)
- ・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『民事訴訟法(日評ベースシクシリーズ)』(2016年、日本評論社)

主論文:

- ・「判決の効力と補助参加の利益」民商法雑誌 161 巻 2 号(2025年6月)
- ・「共同訴訟的補助参加人の訴訟上の地位：第三者の法的審尋請求権保障の観点から」福岡大学法学論叢 69 巻 4 号(2025年3月)
- ・「独立当事者参加訴訟における二当事者間の和解の可能性」法学教室 518 号(2023年11月)

覃 佳 笛 准教授

1. 略歴

①中国広西チワン族自治区生まれ ②2015年中国南開大学法学部卒業、2022年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了 ③2022年4月-2024年3月京都大学大学院法学研究科特定助教、2024年4月-2026年3月青山学院大学法学部助教

2. 主要研究業績

- ・「中国の強制執行法上の相殺の処遇」NBL1249 号商事法務(2023年)28-36 頁
- ・「中国の倒産法上の相殺の処遇(前編・後編)―相殺契約の否認と預金相殺の否認に関する裁判例を素材に一」季刊事業再生と債権管理 184 号(2024年)2-21 頁、185 号(2024年)2-12 頁
- ・「中国の強制執行(金銭執行)手続の基本構造(一～六・完)―日本法における形式主義と比較して―」法学論叢 195 巻 4 号(2024年)18-38 頁、196 巻 1 号(2024年)42-61 頁、196 巻 3 号(2024年)67-94 頁、法学論叢 197 巻 1 号(2025年)52-74 頁、法学論叢 197 巻 4 号(2025年度内掲載予定、以下同じ)、法学論叢 197 巻 6 号

永見 瑞木 教授

1. 略歴

①東京都出身 ②2004年東京大学法学部卒業、2006年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻修士課程修了、2014年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程単位取得退学、2015年博士(法学) ③2016年立教大学法学部政治学科助教、2018年大阪府立大学高等教育推進機構専任講師、2020年大阪府立大学高等教育推進機構准教授、2022年大阪公立大学法学部准教授、2023年より現職 ④2007-2012年パリ第1大学哲学科博士課程留学

2. 主要研究業績

著書:

- ・『コンドルセと〈光〉の世紀―科学から政治へ』白水社、2018年

論文:

- ・「『グローバルな視座』は政治思想史に何をもたらすか？―アメリカ建国を見つめる同時代フランスの議論から考える」、政治思想研究(24)、7-26 頁、2024年
- ・「コンドルセの代表制論―フランス革命期における「代表民主政」の視点」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)70 巻、1-22 頁、2022年
- ・「『デモクラシーをめぐる一考察―ダルジャンソンの王政改革論を手がかりに』」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)68 巻、51-65 頁、2020年
- ・「ラマルセ『均衡論』について」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)67 巻、1-11 頁、2019年
- ・「コンドルセにおける公教育の構想―科学と権力の関係をめぐって―」有斐閣、国家学会雑誌、第百二十巻、第一・二号、121-186 頁、2007年

稗 田 健 志 教授

1. 略歴

①北海道札幌市生まれ ②2000年一橋大学社会学部卒業、2010年欧州大学院大学政治社会学部博士課程修了(政治社会学博士) ③2000-2002年株式会社NTTデータ勤務、2010-2012年早稲田大学高等研究所助教、2012-2016年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2016-2022年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022-現在大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④2005-2007年コロラド大学ボルダー校政治学部留学、2007-2010年欧州大学院大学政治社会学部留学、2023-2024年ハーバード大学 ウェザーヘッド国際問題研究所日米関係プログラム客員研究員、2025-2026年チューリッヒ大学客員研究員

2. 主要研究業績

単著:

- ・Political institutions and elderly care policy: Comparative politics of long-term care in advanced democracies. Basingstoke, Hampshire, UK: Palgrave Macmillan, 2012.

共著:

・砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩〔第3版〕』有斐閣ストゥディア、2025年。

論文:

・“Linking Electoral Realignment to Welfare Politics: An Assessment of Partisan Effects on Active Labour Market Policy in Post-industrial Democracies.” *Comparative European Politics*, 19(5), pp. 555–575, 2021.

・“Do Populists Support Populism? An Examination through an Online Survey Following the 2017 Tokyo Metropolitan Assembly Election” (with Masahiro Zenkyo and Masaru Nishikawa), *Party Politics*, 27(2), pp. 317–328, 2021.

・「西欧諸国におけるポピュリスト政党支持の職業階層的基盤」『年報政治学』、2019-II号、pp. 109–142、2019年。

・“Politics of Childcare Policy beyond the Left-Right Scale: Postindustrialization, Transformation of Party Systems, and Welfare State Restructuring.” *European Journal of Political Research*, 52(4), pp. 483–511, 2013.

・“Comparative Political Economy of Long-Term Care for Elderly People: Political Logic of Universalistic Social Care Policy Development.” *Social Policy & Administration*, 46(3), pp. 258–279, 2012.

3. 個人HP

<https://researchmap.jp/thieda/>

宇羽野明子 教授

1. 略歴

①福岡県生まれ ②1988年早稲田大学政治経済学部卒業、1998年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学 ③1996年～97年大阪市立大学、1997年～2002年近畿大学、帝塚山大学非常勤講師、2002年大阪市立大学法学部助教授、2010年より現職 ④なし

2. 主要研究業績

・『政治的寛容』有斐閣、2014年

・「16世紀フランスの政治的寛容にみられる「シヴィリテ」の伝統(1)、(2・完)」、『法学雑誌』第59巻第3号、第4号(2013年)

・「16世紀フランスの政治的寛容における「良心の自由」への視座」、『法学雑誌』第58巻第3・4号(2012年)

・「16世紀フランスの政治的寛容をめぐる一その予備的考察として」(孝忠延夫編著『差異と共同—「マイノリティ」という視角』関西大学出版部、2011年に所収)

・「人間 モンテニュー『エッセー』」(岡崎晴輝、木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、2008年に所収)

野田昌吾 教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1987年大阪市立大学法学部卒業、1993年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、1994年博士(法学) ③1995年大阪市立大学法学部助教授、

2007年より現職 ④2000–2002年ドイツ・ミュンスター大学客員教授

2. 主要研究業績

・『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998年

・『法発展における法ドグマティックの意義』(共編)信山社、2011年

・『グローバル化と社会国家原則』(共編)信山社、2015年

・「自由民主主義に今何が起きているのか」『法学雑誌』70巻3・4号、2024年

・「右翼政党「ドイツのための選択枝(AfD)」の「主流化」」水島治郎編『アウトサイダー・ポリティクス』岩波書店、2025年

・「ドイツ保守政党の混迷をみる——2021年ドイツ連邦議会選挙とキリスト教民主・社会同盟」『季刊・現代の理論』28号、2021年11月(デジタル版)

・「ヨーロッパの保守主義勢力」伊藤武・網谷龍介編『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ出版、2021年。

・「ドイツのための選択枝(AfD)の台頭」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦』岩波書店、2020年。

永井史男 教授

1. 略歴

①大阪市阿倍野区生まれ ②1990年京都大学法学部卒業、1995年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学 ③1995年京都大学東南アジア研究センター助手、1997年大阪市立大学法学部助教授、2007年同大学法学研究科教授、2022年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④1987～8年米国アーカンソー州立大学リトルロック校留学、1994～5年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員、1997年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員(国際交流基金シニアフェロー)、2002年タイ国立タマサート大学ラムパーン校客員研究員(日本財団APIシニアフェロー)、2004～5年、英国オクスフォード大学日産日本問題研究所上級客員研究員(国際文化会館新渡戸フェロー)

2. 主要研究業績

共編著:

・永井史男、水島治郎、品田裕編『政治学入門』ミネルヴァ書房、2019年。

・永井史男、岡本正明、小林盾編『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析—タイ、フィリピン、インドネシアの地方エリートサーベイから』晃洋書房、2019年。

・中西嘉宏、永井史男、河野元子編『東南アジア政治へのアプローチ—君主制、統治、社会経済』晃洋書房、2025年

論文:

・「序論 変動期東南アジアの内政と外交」日本国際政治学会編『国際政治』(特集:変動期東南アジアの内政と外交)第185号、2016年。

・「資料:タイ地方自治体エリートサーヴェイ調査」『法学雑誌』(大阪市立大学法学会)第63巻第4号、2017年(籠谷和弘氏、船津鶴代氏との共著)。

・小林盾・岡本正明・長谷川拓也・籠谷和弘・西村謙一・永井史男「資料」2018年インドネシアの地方自治意識調査『法

学雑誌』(大阪市立大学法学会)第 65 巻第 3・4 号、2019 年 12 月。

・「動き出したタイの地方自治(第 1 回～第 3 回・最終回)」『盤谷日本人商工会議所 所報』720 号、2022 年 4 月;No. 721、同年 5 月;No. 725、同年 9 月。

・「タイにおける高齢者ケアの現状と課題——コミュニティベース統合型高齢者ケアの普及モデル事業の視点から」『年報タイ研究』第 25 号、2025 年(奥井利幸氏との共著)。

手塚 洋輔 教授

1. 略歴

①東京都生まれ ②2000 年東北大学法学部卒業、2004 年東北大学大学院法学研究科博士後期課程中退、2008 年東京大学博士(学術) ③2004 年東京大学先端科学技術研究センター特任助手・特任助教(～2009 年)、2011 年京都女子大学現代社会学部講師、2014 年同准教授、2015 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2017 年同教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・『はじめての行政学(新版)』有斐閣、2022 年(共著)

・『新訂 公共政策』放送大学教育振興会、2022 年(共著)

・『戦後行政の構造とディレンマ』藤原書店、2010 年

最近の論文:

・「組織統合は大部屋をどう変えたか: 配席図を用いた行政組織研究の試み」『年報行政研究』60 号、2025 年

・「厚生労働省における省庁統合と執務空間の分析」『季刊行政管理研究』183 号、2023 年

・「危機対応における政治家・行政官・専門家——専門知の役割と限界」『公法研究』84 号、2023 年

・「審議会の合同設置による政策調整」『公共政策研究』22 号、2022 年

・「危機対応における組織編成とその作動」『法律時報』93 (5)、2021 年

安田 善紀 教授

1. 略歴

①大阪府出身 ②2003 年京都大学法学部卒業、2012 年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了 ③2013 年最高裁判所司法修習(67 期)、2014 年弁護士登録、2014 年森法律事務所入所、2017 年安田法律事務所開設、2019 年近畿大学非常勤講師、2020 年大阪市立大学非常勤講師(2025 年 3 月まで)、2021 年医療法人友士会監事、2024 年河内長野市消費生活センター顧問、2025 年大阪公立大学大学院法学研究科特任教授、2025 年集(つどい)法律事務所合流 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・「特定商取引のトラブル相談 Q&A」(共著)(2018 年 11 月、民事法研究会)

・「消費者契約法のトラブル相談 Q&A」(共著)(2021 年 9 月、民事法研究会)

主論文:「夫婦間の同居義務及び同居を命ずる裁判の意義について」(『法学雑誌』71 巻 3・4 号(阿部・水鳥退職借別記念号))

原田 裕彦 特任教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1986 年 3 月大阪市立大学法学部第 2 部卒業、1989 年 3 月京都大学大学院法学研究科修士課程修了、1994 年 3 月京都大学大学院法学研究科後期博士課程研究指導認定退学 ③1990 年司法試験合格、1993 年最高裁判所司法研修所修了(第 45 期)、同年弁護士登録(大阪弁護士会) ④なし

2. 主要研究業績

論文等:

・「国税通則法 15 条および 16 条にいう「納税義務」、「成立」及び「確定」の意味:課税要件に照らして過大な税額の申告に基づく不当利得返還請求について、「納税義務」の「確定」は障害となるか」税法学 584 号 163-186 頁(清文社・2020 年)

・「登記名義人課税方式の根拠の解明と地方税法 343 条 2 項の「登記」の解釈」税法学 578 号 121-147 頁(清文社・2017 年)

・「大阪市立大学中小企業支援法律センターにおける中小企業支援事業を通じた臨床法教育の実践及び法律相談データの分析」(資料)大学教育 13 巻 1 号 1 頁(大阪市立大学・2015 年)

・「社員権としての株主権空疎化の潮流における一側面—合併対価柔軟化、全部取得条項付き種類株式及び特別支配株主の株式等売渡請求制度と規制改革要望書—」藤田勝利他編『会社法改正の潮流』435-486 頁(新日本法規・2014 年)

・「特別支配株主の少数株主に対する株式等売渡請求制度と全株式譲渡制限会社(閉鎖会社)」北村雅史・高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』144-164 頁(法律文化社・2014 年)

・「破産手続開始決定後に生じた消費税及び固定資産税の内、財団債権となるものの範囲について」越智敏裕他編『行政と国民の権利』621-646 頁(法律文化社・2011 年)

・「罪刑法定主義からみた質問検査権」租税訴訟学会・租税訴訟第 3 号 76-107 頁(財経詳報社・2010 年)

山本 健司 特任教授

1. 略歴

①兵庫県芦屋市生まれ ②1989 年大阪市立大学法学部卒業 ③1989 年最高裁判所司法修習(43 期)、1991 年弁護士登録、1991 年北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国法共同事業)、2008 年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター副委員長(2018 年 3 月まで)、2010 年大阪市

立大学大学院法学研究科特任教授(現在に到る)、2010年ダイハツ工業株式会社社外監査役(2015年6月まで)、2013年大阪弁護士会司法修習委員会副委員長(2015年3月まで)、2015年大阪弁護士会副会長(2016年3月まで)、2015年ダイハツ工業株式会社社外取締役(2018年12月まで)、2017年大阪弁護士会司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会委員長(2018年3月まで)、2018年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員長(2019年3月まで)、2020年大阪弁護士会懲戒委員会副委員長(2021年9月まで)、2021年大阪弁護士会広報委員会委員長(2022年3月まで)、2021年大阪弁護士会懲戒委員会委員長(2022年10月まで)、2023年大阪弁護士会23条照会審査室副室長(2026年3月まで)、2023年大阪経済大学理事 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

- ・「近時の苦情・不祥事案件の傾向から学ぶ 一誇りの持てる、魅力ある職業であり続けるために―」(日本弁護士連合会編「日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題(平成28年度研修版)」(講演録)、第一法規、2017年7月25日)
- ・「中小企業法の理論と実務(第2版)」[共著]「事業承継」執筆
- ・「事業再生」共同執筆、民事法研究会、2011年3月31日)
- ・「赤字第三セクターの処理」(倒産実務交流会編「争点 倒産実務の諸問題」(青林書院)所収、2012年出版)
- ・「労働審判 紛争類型モデル(第2版)」(共著、「類型 25 セクシュアルハラスメントに対する損賠賠償請求」共同執筆、大阪弁護士協同組合、2013年7月20日)

主論文:

- ・「市大法曹養成の伝統と挑戦～市大法学部よき伝統を活かし挑戦し続けるための『教育論』・『若者論』～」(大阪市立大学「法学雑誌」第60巻第3・4号、2014年3月30日)
- ・巻頭言「パワハラを「しない、させない」職場にするために」(「経営法曹」第186号、2015年9月20日)
- ・「(基調報告①)公益通報者保護法の概要について」(経営法曹研究会報50号、2006年)
- ・「松下PDP最高裁判決以降の黙示の雇用契約成否に関する裁判例の傾向」(「経営法曹」第170号132頁、経営法曹会議、2011年9月26日)

溝 淵 雅 男 特任教授

1. 略歴

①奈良県大和郡山市生まれ ②2004年大阪市立大学法学部卒業 ③2005年最高裁判所司法修習(59期)、2006年弁護士登録(大阪弁護士会)共栄法律事務所入所、2015年関西学院大学大学院司法研究科非常勤講師(2016年3月まで)、2016年立命館大学法科大学院客員教授(～2019年3月まで)、2019年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

- ・「対話でわかる破産管財実務 64 のポイント」(2025、金融財政事情研究会)
 - ・「ガイドラインによる個人債務整理のQ&A150問」(2023、金融財政事情研究会)
 - ・「個人再生の実務 Q&A150問」(分担執筆)(2021、金融財政事情研究会)
 - ・「破産管財 ADVANCED―応用事例の処理方法と書式」(分担執筆)(2020、民事法研究会)
 - ・「株式会社・各種法人別 清算手続マニュアル―手続の選択から業種別の注意点まで―」(編集・分担執筆)(2019、新日本法規出版)
 - ・「倒産実務の諸問題 倒産実務交流会編」(分担執筆)(2019、青林書院)
 - ・「破産管財 PRACTICE―留意点と具体的処理事例―」(分担執筆)(2017、民事法研究会)
 - ・「私的整理の実務 Q&A140問」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会)
 - ・「倒産法改正 150 の検討課題」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会)
 - ・「破産管財BASIC―チェックポイントとQ&A―」(分担執筆)(2014、民事法研究会)
 - ・「一問一答民事再生手続と金融機関の対応」(共著)(経済法令研究会、2012)
 - ・「私的整理の実務 Q&A100問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)
 - ・「通常再生の実務 Q&A120問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)
- 主論文:
- ・「合名会社・合資会社の事業承継における諸問題」(共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯』)(2018、法律文化社)
 - ・「牽連破産事件における実務上の論点」(銀行法務 21 第828号、2018)
 - ・「中小オーナー企業のスポンサー選定に関する考察(上・下)」(銀行法務 21 第769号、2014)

塩 見 卓 也 特任教授

1. 略歴

①大阪府出身 ②2001年京都大学法学部卒業、2005年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻中退 ③2004年司法試験合格、2005年最高裁判所司法研修所司法修習生(59期)、2006年弁護士登録 市民共同法律事務所勤務(現在に至る)、2010年京都産業大学大学院法務研究科非常勤講師(2017年まで)、2012年名古屋大学法学研究科研究員(2015年3月まで)、2015年名古屋大学法学研究科研究員再任(2019年3月まで)、2018年関西大学大学院法務研究科非常勤講師、2020年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授、2023年大阪大学大学院高等司法研究科非常勤講師 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

- ・「休職の法律実務」(単著)(2024年9月、旬報社)
 - ・「労働者派遣と法」(共著)(2013年6月、日本評論社)
 - ・「ブラック企業被害対策 Q&A」(共著)(2013年12月、弁護士会館出版部 LABO)
 - ・「女性と労働」(共著)(2017年4月、旬報社)
 - ・「最低賃金 生活保障の基礎」(共著)(2019年11月、岩波書店)
 - ・「実務家のための労務相談—民法で読み解く」(共著)(2020年12月、有斐閣)
 - ・「コロナ禍に立ち向かう働き方と法」(共著)(2021年1月、日本評論社)
 - ・和田肇先生古稀記念論集「労働法の正義を求めて」(共著)(2023年12月、日本評論社)
 - ・「労働者の権利と労働法における現代的課題」(共著)(2021年3月、旬報社)
- 主論文:
- ・「派遣労働者の労働問題—法改正の動向を踏まえた検討」(法学セミナー731号、2015年12月)
 - ・「賃金体系の就業規則による変更—シオン学園(三共自動車学校・賃金体系等変更)事件」(法律時報1093号、2015年12月)
 - ・「2015年労働者派遣法40条の6をめぐる論点」(労働法律旬報1887号、2017年5月)
 - ・「裁量労働制をめぐる論点と裁判例」(労働法律旬報1916号、2018年7月)
 - ・「大学における65歳定年と再雇用拒否—尚美学園事件(大学専任教員A・再雇用拒否)事件」(民商法雑誌155巻4号、2019年10月)
 - ・「コロナ禍をめぐる労働問題と論点」(自由と正義、2021年12月)

永田 貴久 特任教授

1. 略歴

- ①大阪府大阪市生まれ ②2004年京都工芸繊維大学工学部物質工学科卒業、2009年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了 ③2005年弁理士試験合格、弁理士登録、2009年最高裁判所司法修習(新63期)、2010年弁理士登録、2004年永田国際特許事務所、2011年プログレ法律特許事務所、2024年京都工芸繊維大学非常勤講師、2025年大阪公立大学大学院法学研究科特任教授 ④なし

2. 主要研究業績

- 主著:
- ・「最新商標権関係判例と実務」(分担執筆)(2012)民事法研究会
 - ・「事例から考える特許法」(分担執筆)(2013)法学書院
 - ・「最新不正競争関係判例と実務(第3版)」(2016)(大阪弁護士会友新会編)民事法研究会=共同執筆(判例評釈担当)
 - ・「マレーシア法務」共著(2022)民事法研究会
 - ・「メキシコ法務」共著(2023)民事法研究会
 - ・「バングラデッシュ法務」共著(2024)民事法研究会
- 主論文

- ・「現代社会における著作権問題(第12回)」知財プリズム11-127(経済産業調査会)(2013)
- ・「特許審決取消判決の分析—事例からみる知財高裁の実務—(別冊 NBL No148)」分担執筆(平成27年3月発行大阪弁護士会知的財産法実務研究会(株)商事法務)(2015)
- ・「品質等表示における誤認性の判断基準」(共著)(知財管理2015年5月号)(日本知的財産協会)(2015)

高見 秀一 特任教授

1. 略歴

- ①長野県長野市生まれ ②1986年京都大学法学部卒業 ③1986年司法修習生(40期)、1988年大阪地方裁判所判事補、1990年大阪弁護士会登録、2004年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授、2014年大阪製鐵株式会社社外監査役(現在に至る) ④なし

2. 主要研究業績

- 主著:
- ・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996年5月、日本評論社)
 - ・「秘密交通権の確立」(共著)(2001年10月、現代人文社)
 - ・「コンメンタール『公判前整理手続』」(共著)(2005年11月、現代人文社)
 - ・「実践！刑事証人尋問技術—事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール」(共著)(2009年4月、現代人文社)
 - ・「実践！刑事証人尋問技術(パート2)」(共著)(2017年9月、現代人文社)
- 主論文:
- ・「逮捕状請求書謄本の謄写請求の勧め」(『季刊刑事弁護』4号、1995年10月)
 - ・「逮捕・勾留と『情報の不平等』」(『刑法雑誌』35巻2号、1996年3月)
 - ・「外国人事件と公判手続—公判のテープ録音と通訳の正確性」(『刑事手続の最前線』、1996年5月、三省堂)
 - ・「複雑醜聞」(共著)(『季刊刑事弁護』17号、1999年1月)
 - ・「外国人事件と公判」(共著)(『新刑事手続II』、2002年6月、悠々社)
 - ・「押収物の還付」(刑事弁護 Q&A)(『季刊刑事弁護』41号、2005年1月)
 - ・「裁判員制度における事実認定—裁判官と市民の役割—」(日本犯罪学会発行『犯罪学雑誌』73巻3号、2007年6月)
 - ・「最高裁判例と事実認定適正化の動き」ケース報告⑥和歌山カレー事件(『季刊刑事弁護』65号、2011年1月)
 - ・「知的障がい者の放火冤罪事件—検察官が公訴を取り消し、公訴棄却後に捜査報告書の改ざん発覚」(『季刊労働福祉』132号、2011年9月)
 - ・「自己矛盾調書の証人への提示・朗読」(『実務体系 現代の刑事弁護 2刑事弁護の現代的課題』、2013年9月、第一法規)
 - ・「被告人供述の再現資料の提出で得ることができた逆転無罪判決(大阪高裁平成19.9.12)(痴漢)」(『季刊刑事弁護』76号、2013年10月)
 - ・「使い勝手のよい反対尋問事項書を作ってみよう(その1〜

- 3)『季刊刑事弁護』79号～81号、2014年7月～2015年1月
- ・「法328条及び規則199条の10、11、12の解釈、射程(法律論・一般論)」(『季刊刑事弁護』81号、2015年1月)
 - ・「手続二分論的運用の試み」(『法と心理』15巻1号、2015年10月、日本評論社)
 - ・「経験則と裁判員裁判」(『季刊刑事弁護』90号、2017年4月)
 - ・「実践的反対尋問事項書の作り方」(『新時代の刑事弁護』、2017年9月、成文堂)
 - ・「科学的証拠の証拠調べ請求にどのように対応すべきか」(『否認事件の弁護(上)』、2023年4月、現代人文社)
 - ・「一審有罪となった事件の控訴審で求められる弁護技術は何か」「一審有罪となった事件を控訴審から受任する場合に留意すべきことは何か」(『否認事件の弁護(下)』、2023年4月、現代人文社)
 - ・「反対尋問等における可視化記録媒体の使い方(実践編)」(『取調べの可視化—その理論と実践—』2024年6月、現代人文社)

- 集 犯罪被害者への対処とケア」(共著)(自由と正義51巻8号、2000年8月)
- ・「犯罪被害者、遺族と刑事弁護」(大阪弁護士会会報第212号、2000年11月)
 - ・「犯罪被害者支援の立場からみた被害者参加制度と損害賠償命令制度」(月刊大阪弁護士会653号、2008年11月)
 - ・「犯罪被害者の支援に関わって」(捜査研究802号 2017年10月)

杉本吉史 特任教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1985年京都大学法学部卒業 ③1985年司法修習生(39期)、1987年大阪弁護士会登録、1987年大阪法律事務所入所、2002年NPO法人「大阪被害者支援アドボカシーセンター」理事、2006年大阪簡易裁判所民事調停委員(現在に到る)、2007年被害者支援シンポジウム「関係機関との連携による被害者支援」コーディネーター、2007年大阪地方裁判所民事調停委員(現在に到る)、2008年日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長(2009年5月まで)、2008年被害者支援シンポジウム「犯罪被害者の現状と必要な支援」コーディネーター、2016年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

- ・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996年5月、日本評論社)
- ・「接見・拘留・保釈・鑑定留置裁判例33選」(共著)(1998年8月、現代人文社)
- ・「犯罪被害者支援と弁護士」(共著)(2000年6月、東京法令出版)
- ・「ケーススタディ被害者参加制度 2訂版」(共著)(2017年9月、東京法令出版)

主論文:

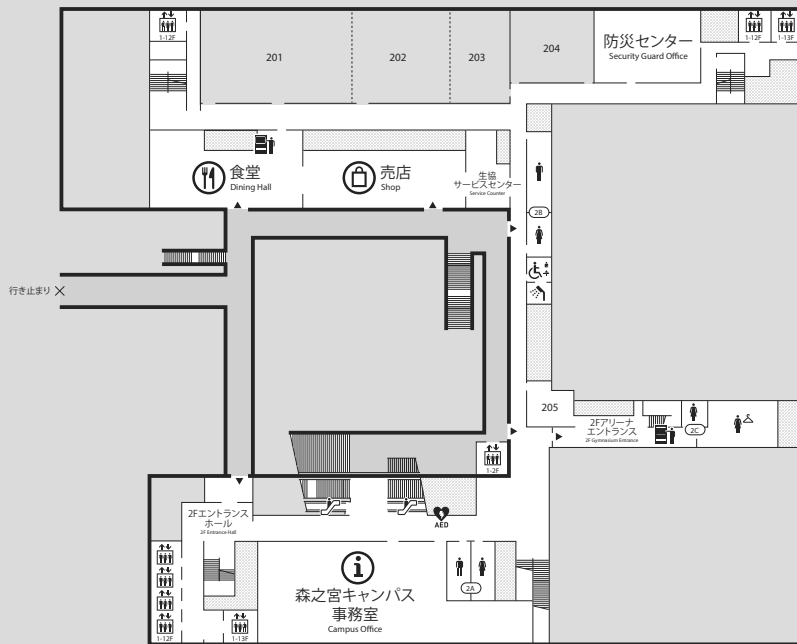
- ・「ケーススタディ(3)-パラノイア」(共著)(季刊刑事弁護17号、1989年1月)
- ・「無罪判決を受けた場合どうするか」(刑事弁護の技術(上)1994年10月)
- ・「オウム真理教が巻き起こした諸現象と法律的諸問題」(大阪経済法科大学法学研究所紀要23号、1996年9月)
- ・「大阪弁護士会犯罪被害者支援センターの実践と課題(特

4. 森之宮キャンパス案内図

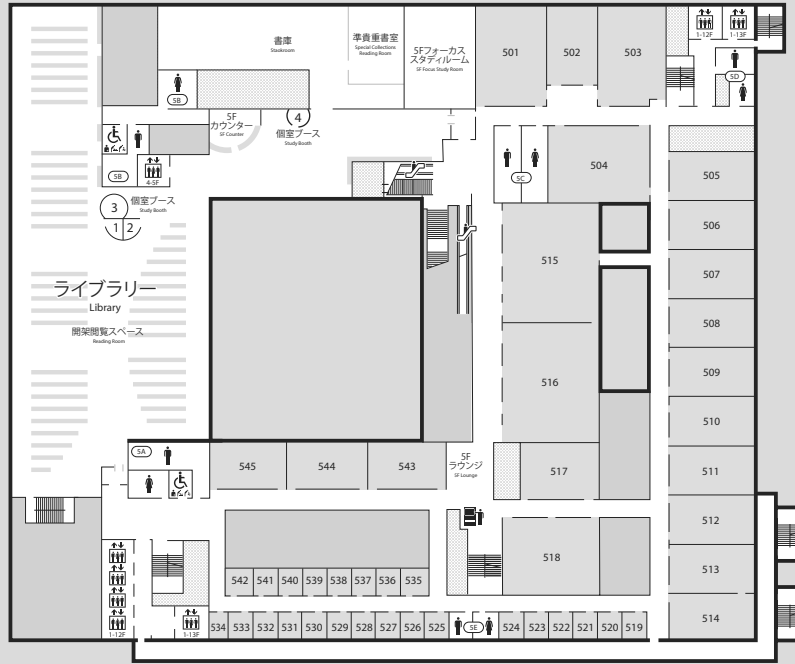
1F



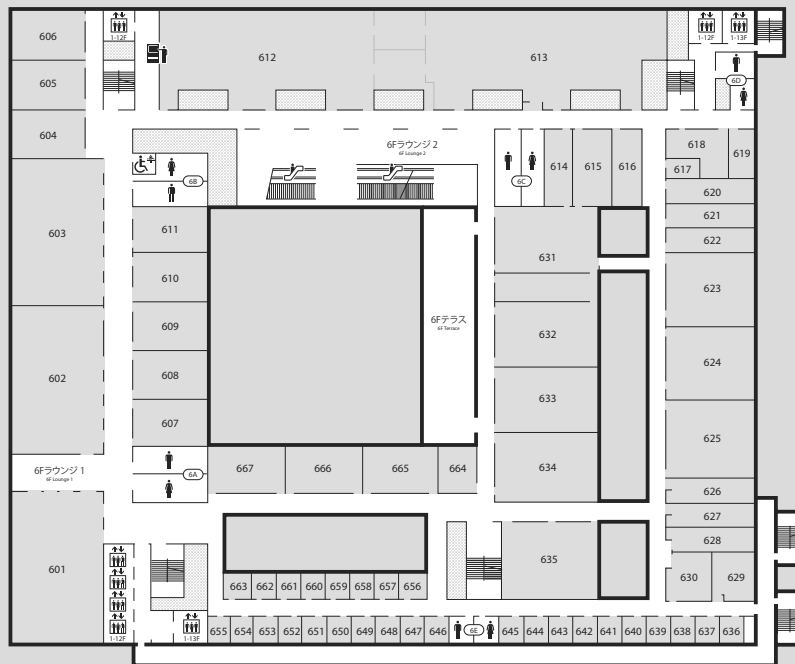
2F



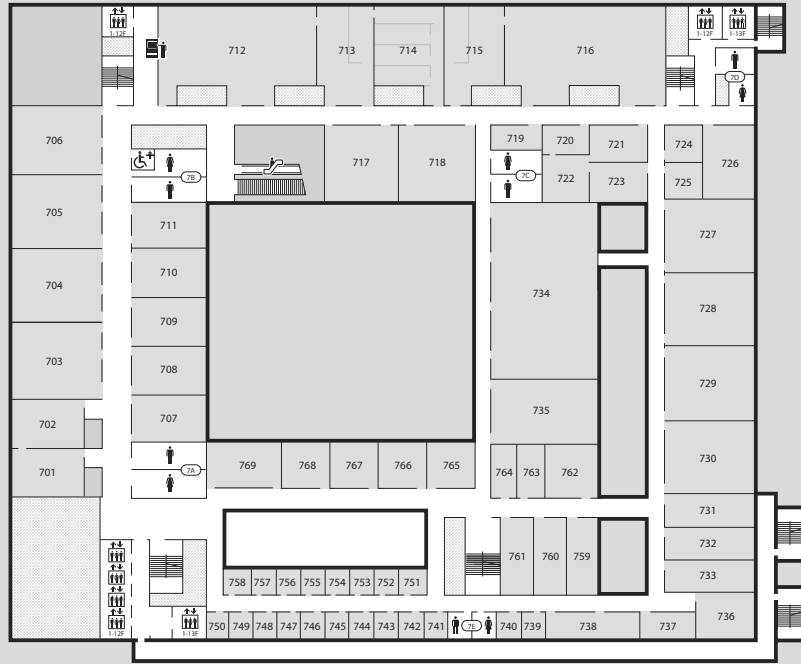
5F



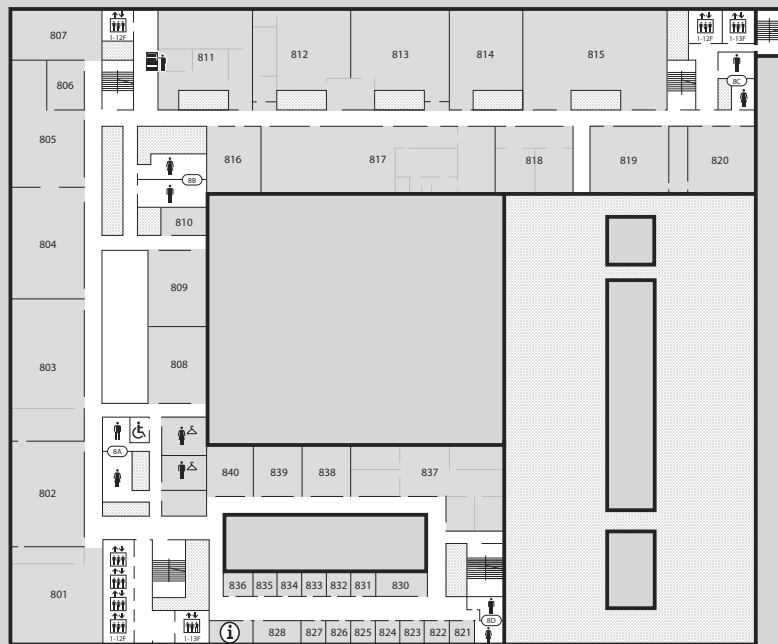
6F



7F



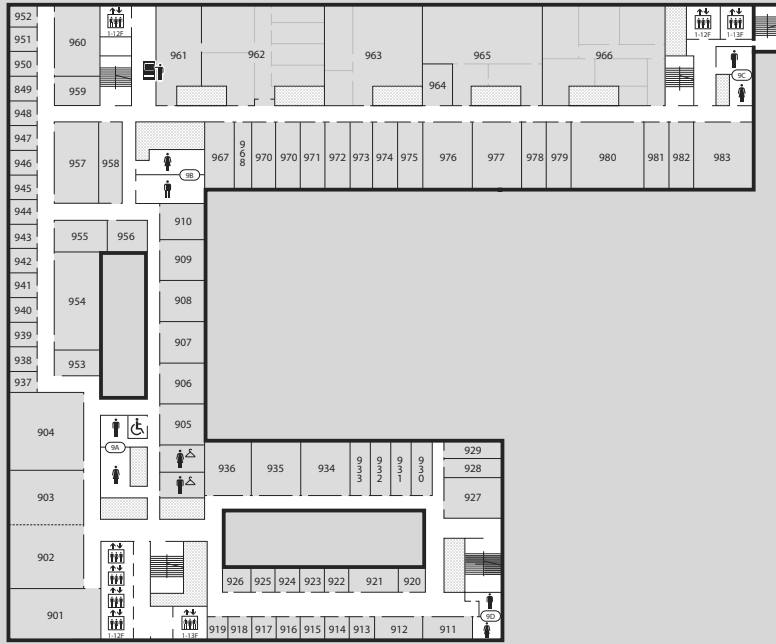
8F



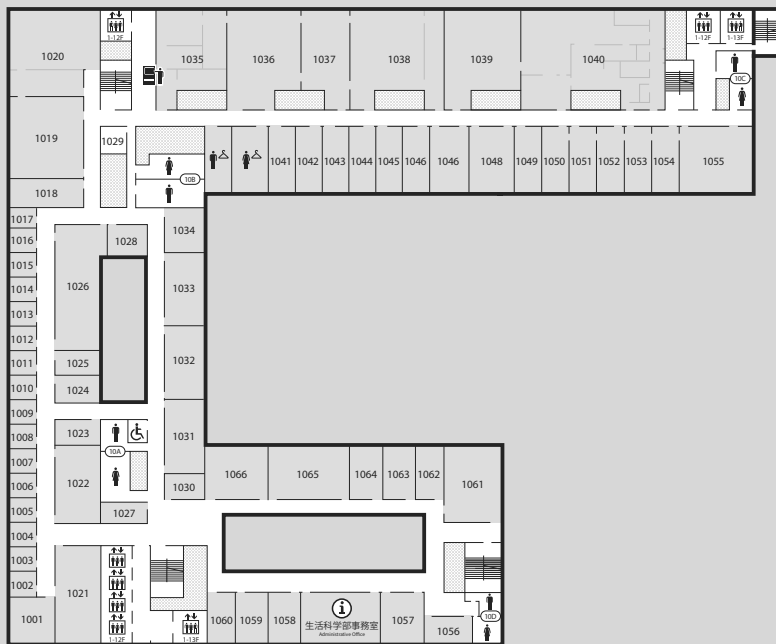
リハビリテーション学
事務室
Administration Office



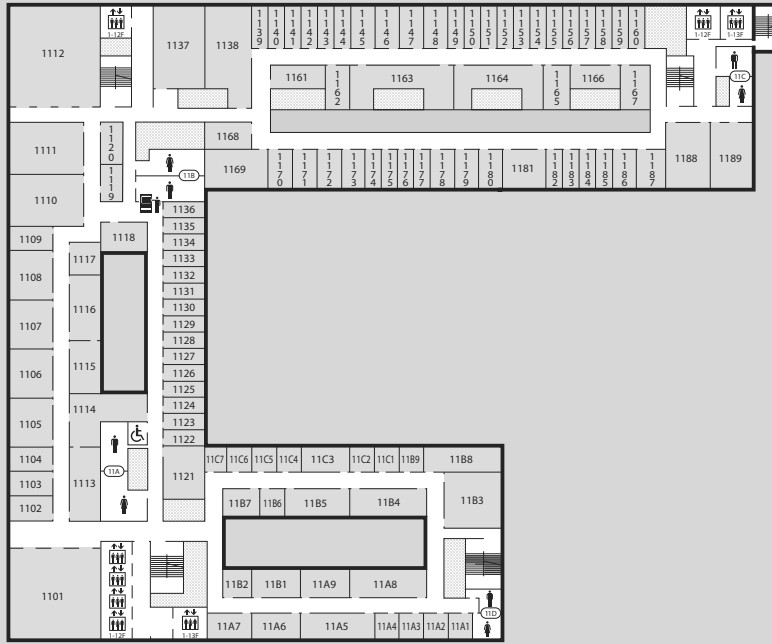
9F



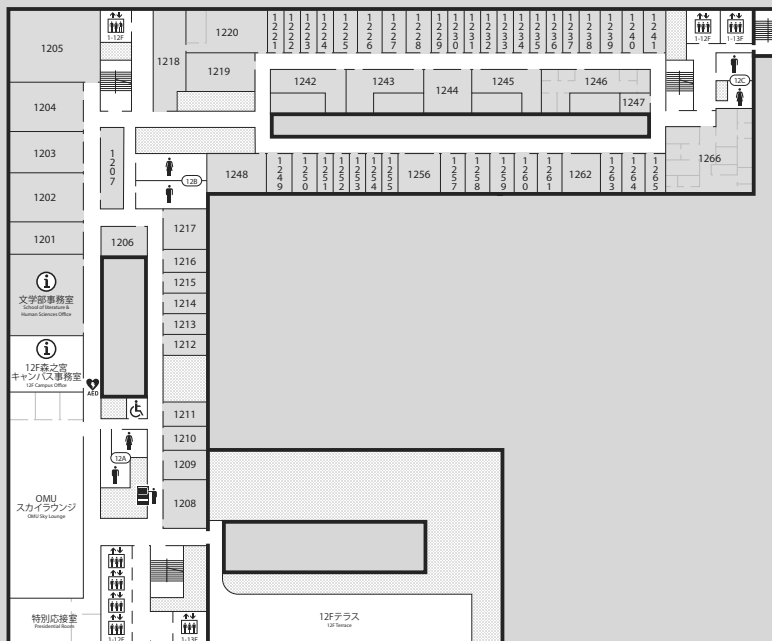
10F

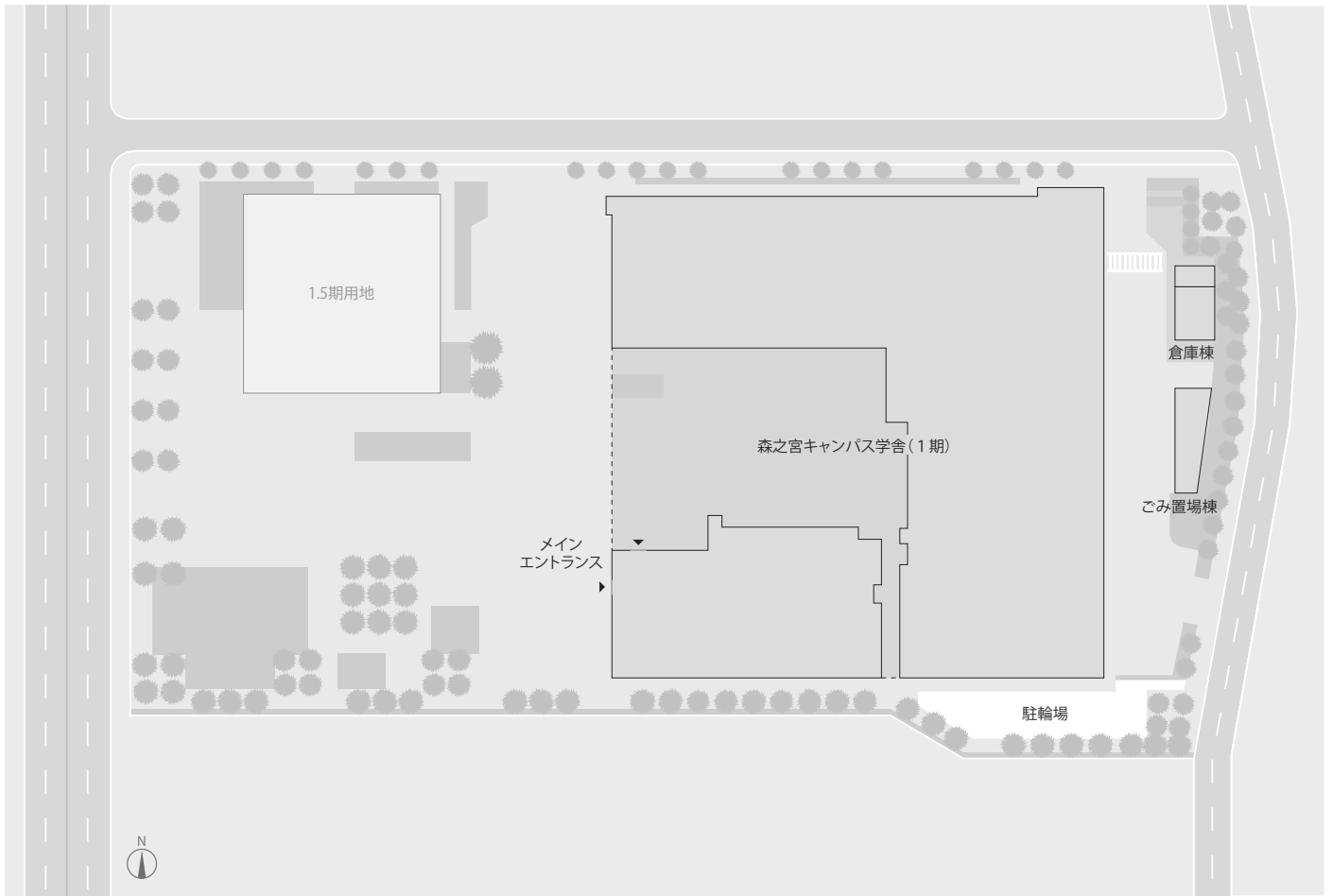


11F



12F





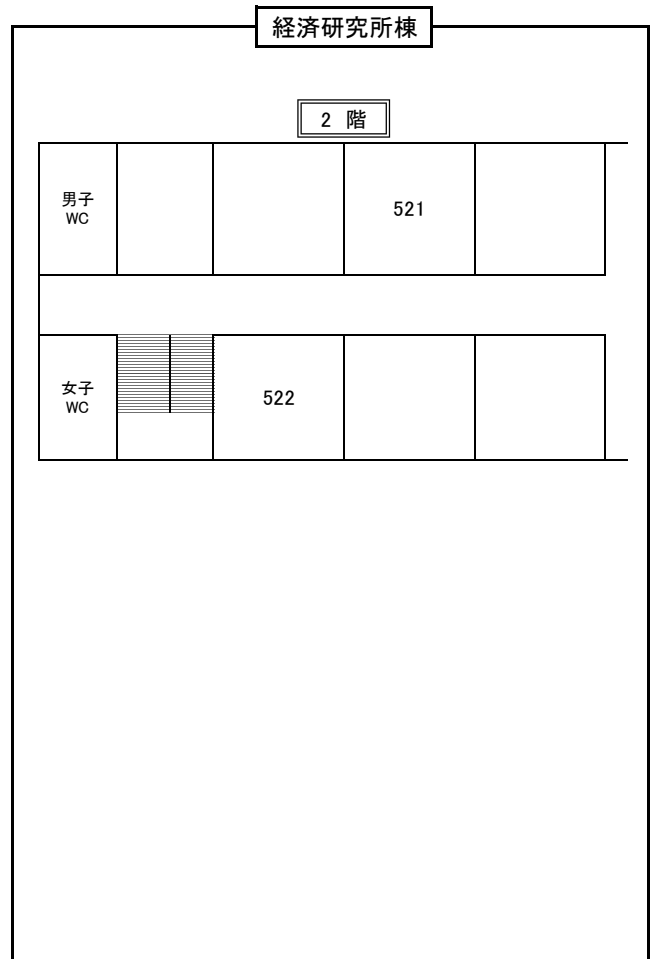
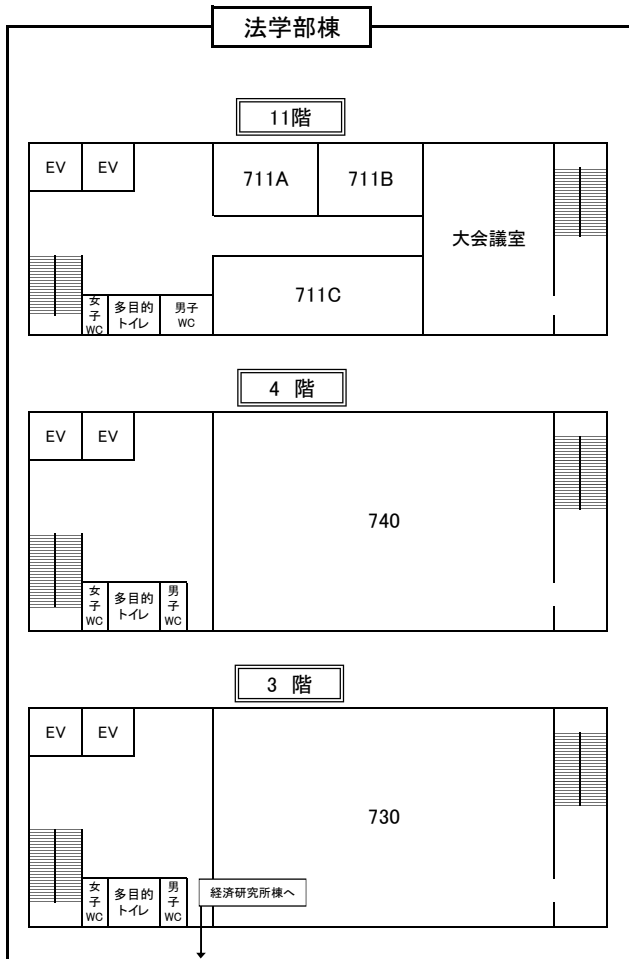
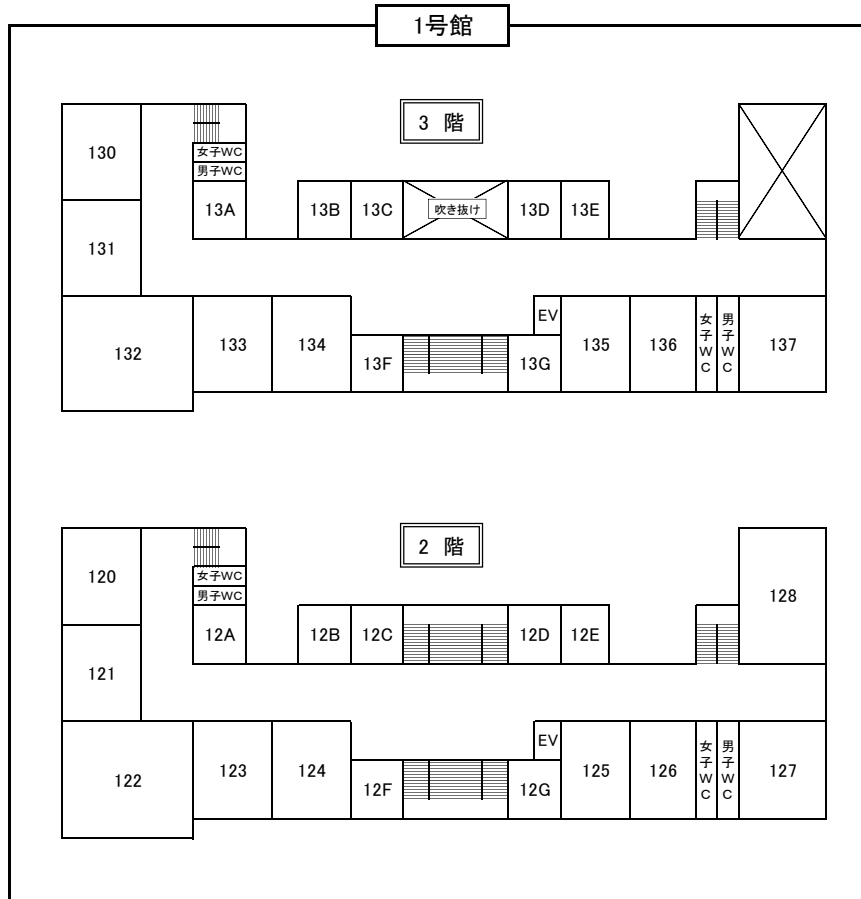
杉本キャンパス

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3-3-138

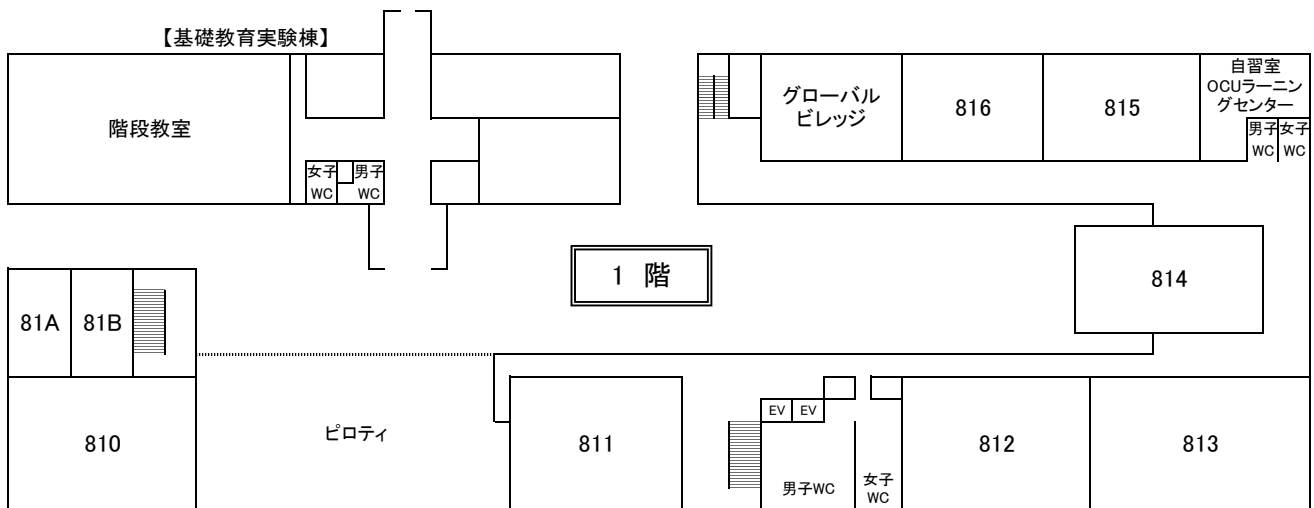
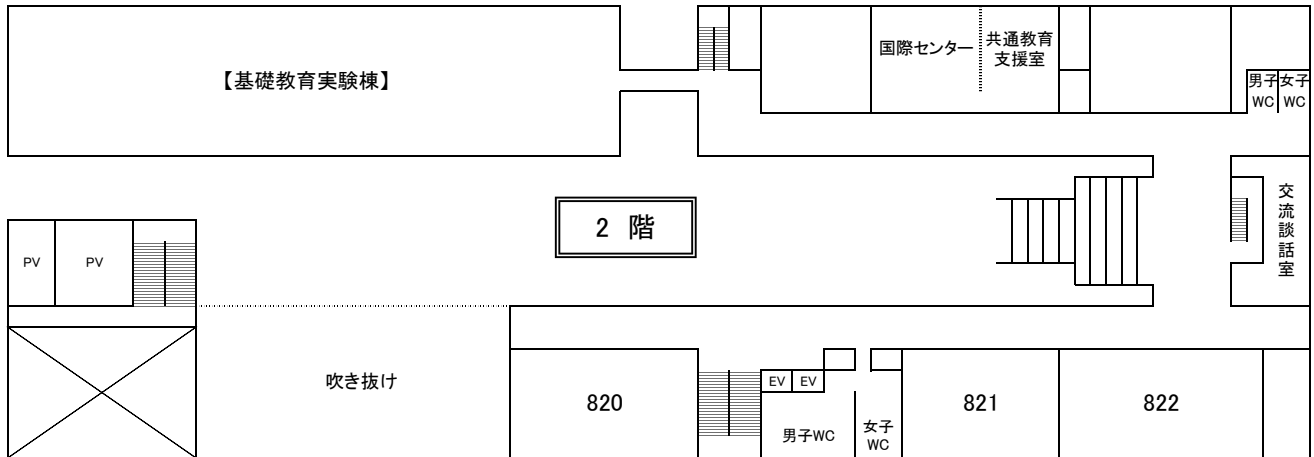


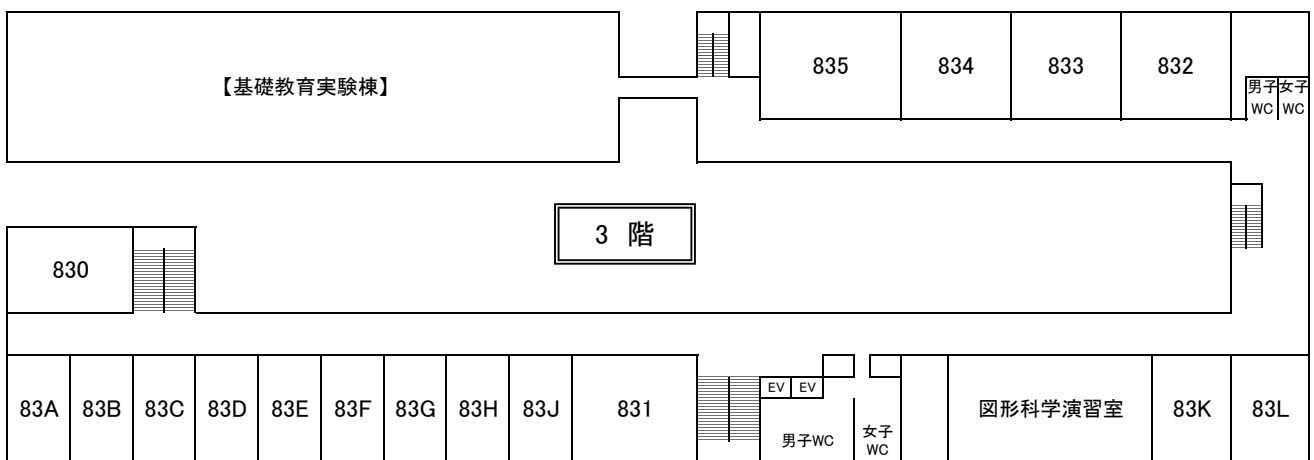
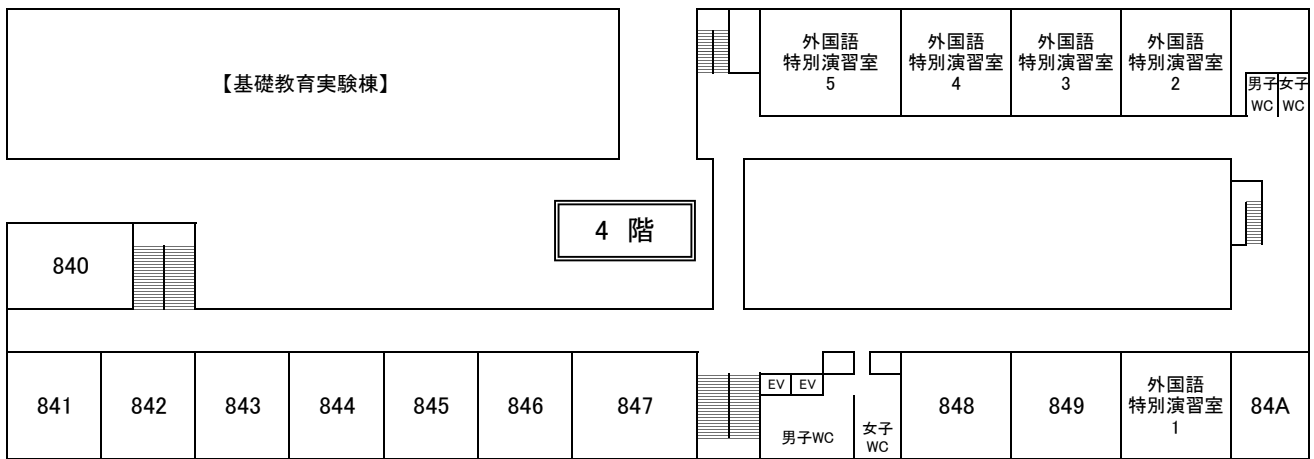
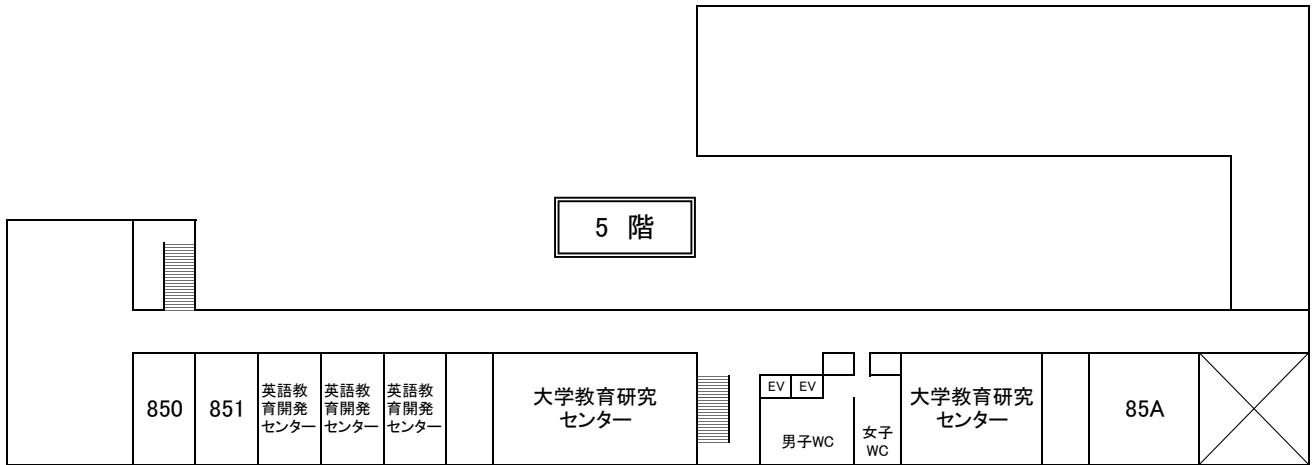
- | | | | |
|----------------------------|---|----------------------------|-----------------------------------|
| 1 1号館 | 2 商学部棟 | 3 経済学部棟 | 4 法学部棟 |
| 5 文学部棟 | 6 経済研究所棟
・人権問題研究センター
・創造都市研究科
・都市経営研究科 | 7 都市科学・防災研究センター | 8 田中記念館 |
| 9 健康管理センター／
メンタルヘルスセンター | 10 河海工学実験場 | 11 学術情報総合センター | 12 理学部棟
・数学研究所
・南部陽一郎物理学研究所 |
| 13 工学部棟 | 14 生活科学部棟 | 15 2号館
・都市健康・スポーツ研究センター | 16 全学共通教育棟 |
| 17 4号館 | 18 基礎教育実験棟 | 19 第1学生ホール | 20 第2学生ホール |
| 21 第3学生ホール | 22 スポーツハウス | 23 ゲストハウス | 24 インキュベータ |
| 25 高原記念館
・地域連携センター | 26 学生サポートセンター | 27 共通研究棟 | 28 人工光合成研究センター |
| 29 本部棟 | | | |

本館地区各教室見取図

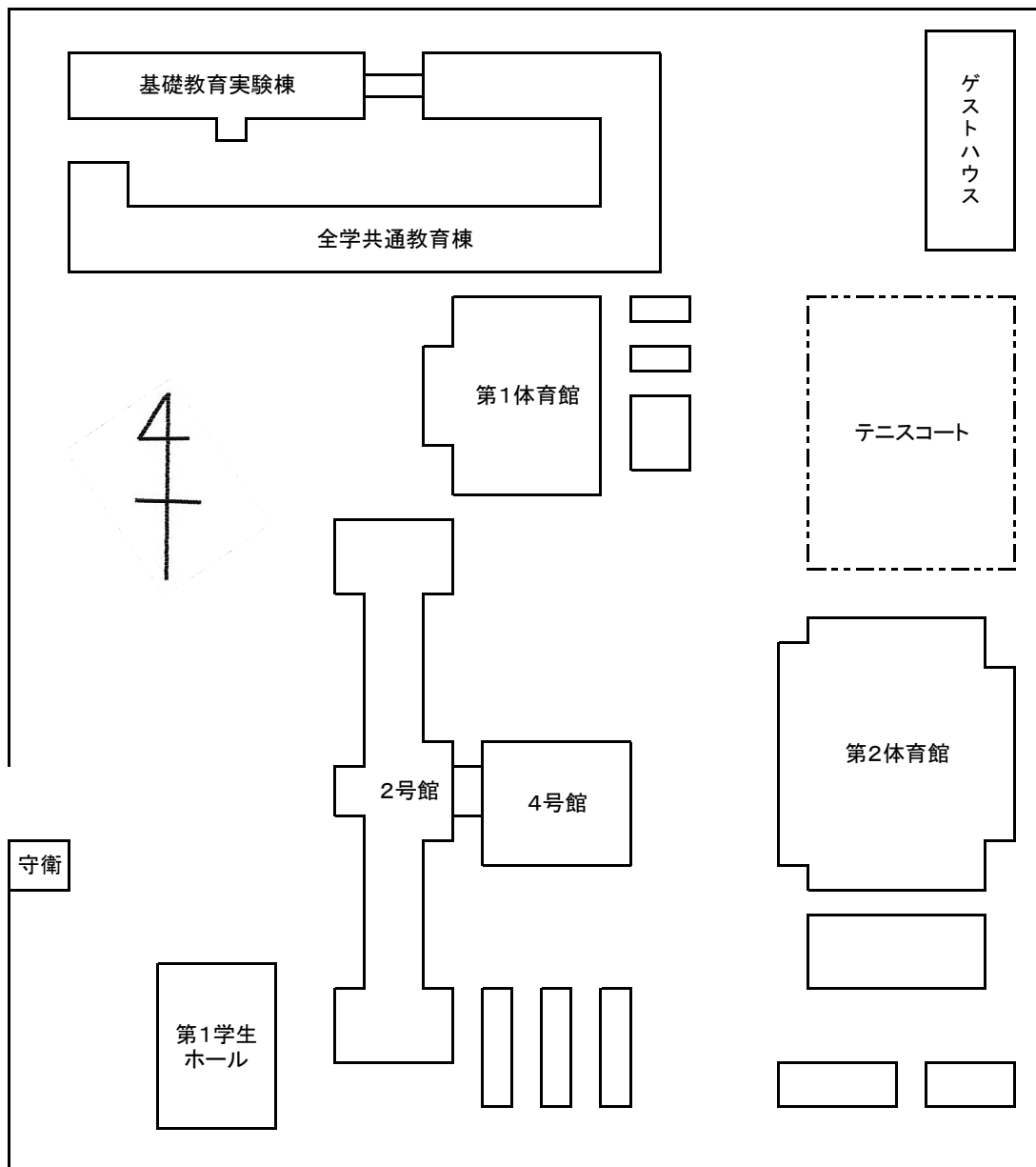


全学共通教育棟各教室見取図

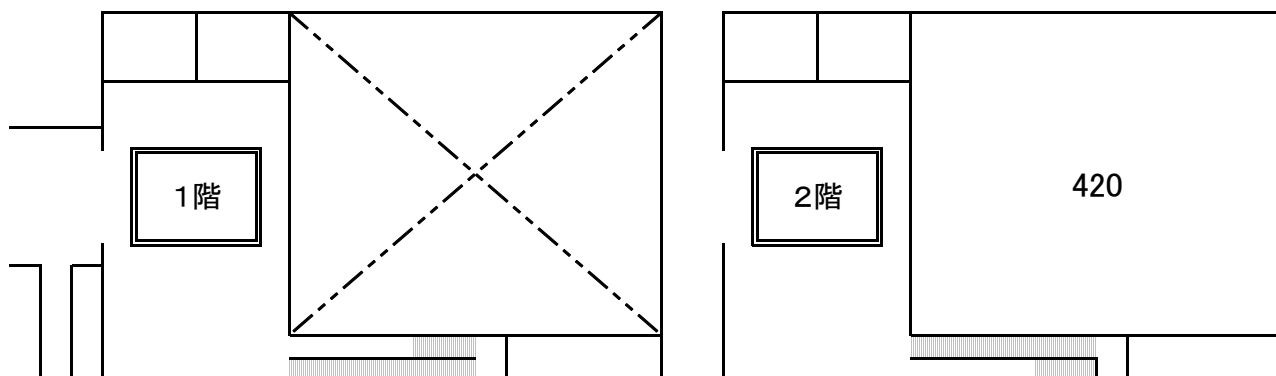




旧教養地区配置図



4号館教室配置図



大阪公立大学法学部

教育推進課

TEL 06-6605-2303(直通)

<https://www.omu.ac.jp/law/>